

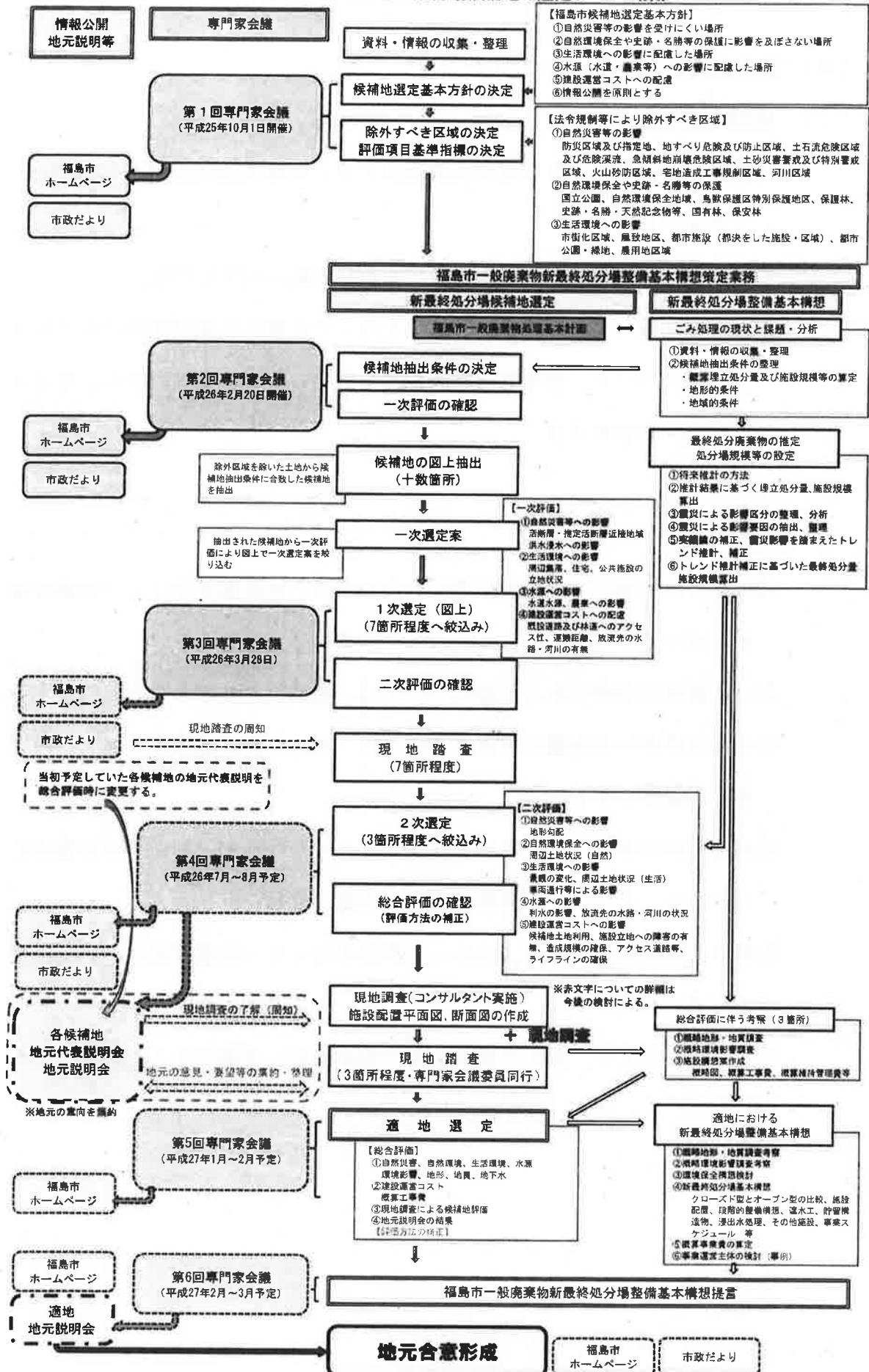
他市の用地選定事例

- 1 福島市（市で選定した事例）・・・ 1 P
- 2 津市（公募事例）・・・・・・・・ 17 P
- 3 HPでの公表状況 ・・・・・・・・ 46 P

（※ 資料は各市 HP から抜粋等）

福島市一般廃棄物新最終処分場候補地の選定フロー（案）

資料2



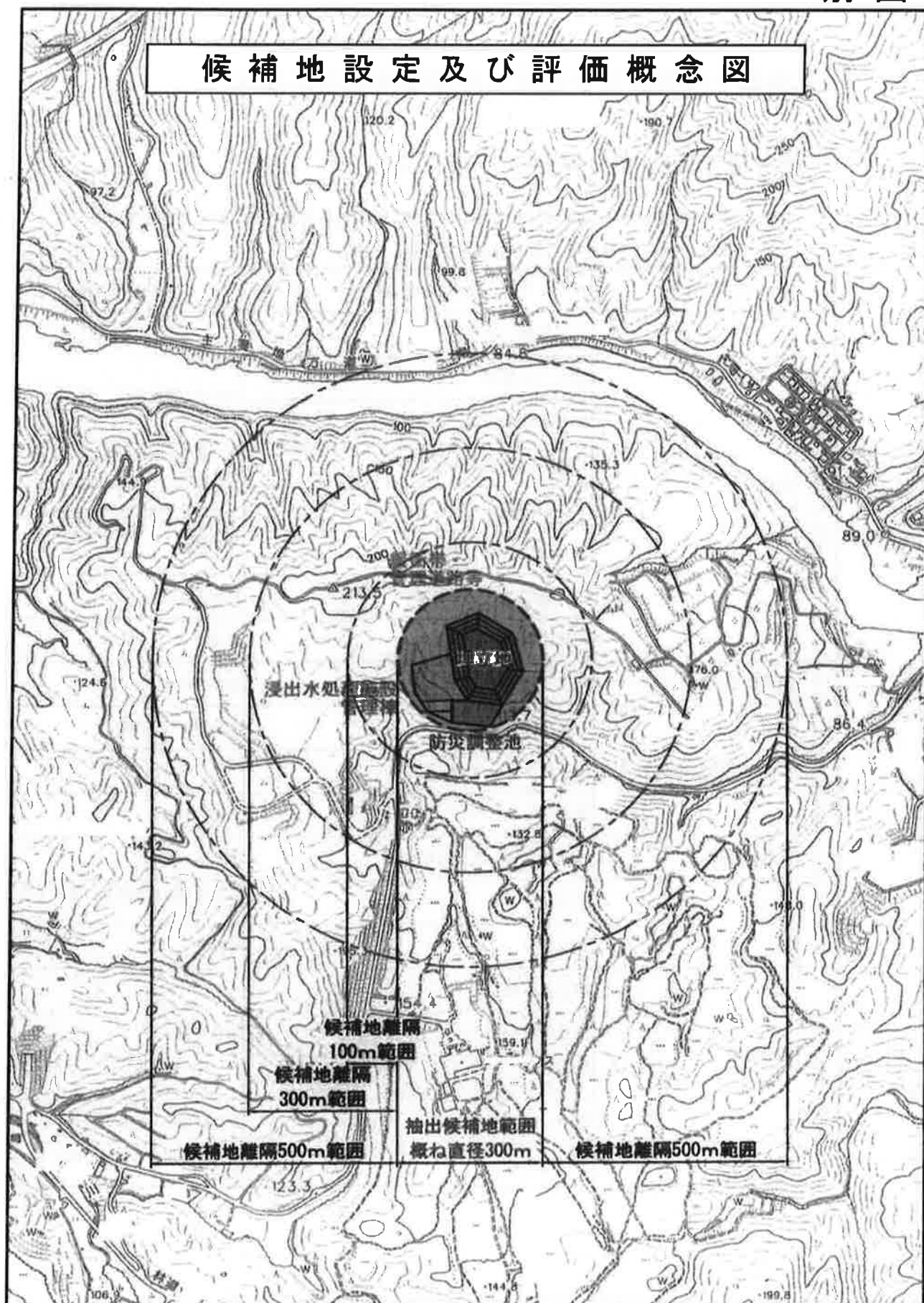
(4) 第3回専門家会議について

1 候補地の設定について

- ①概算計画埋立容量及び概算施設規模より、候補地抽出面積を 70,000 m²と想定する。
- ②候補地抽出面積を確保できる形状を直径 300mの円とする。
- ③法令規制等により除外すべき区域を除いた区域から抽出条件にあてはまる場所について、概略的な施設配置を想定しながら施設の中心となるよう抽出円を設定する。

2 一次評価について

- ①上記により抽出された候補地について予め一次評価を行い、一次選定案を作成する。
- ②一次評価の指標である距離については、抽出円の外周からの距離とする。
- ③自然災害等への影響の評価については、抽出円が評価項目の範囲の内外を評価指標とする。
- ④地形や河川等により候補地と評価項目が分断されると判断できる場合については、その理由を整理し専門家会議で協議を行う。
- ⑤第3回専門家会議では、予め一次評価を行った一次選定案について協議を行う。
- ⑥一次評価により、6～7箇所程度の候補地を一次選定する。



当該地は、福島市新最終処分場候補地選定との関連はございません。

I 福島市一般廃棄物新最終処分場候補地選定基準

1 法令規制等により除外すべき区域

土地利用に関する法令面に制約がある地域並びに、候補地選定基本方針等を考慮し候補地として望ましくない地域を予め除外すべき区域として抽出

	地域区分	除外区域等	関係法令名等
自然災害等の影響	防災	砂防区域、指定地	砂防法 地すべり等防止法
		地すべり危険、防止区域	
		土石流危険区域、危険溪流	
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		土砂災害警戒、特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
		火山砂防区域	
		宅地造成工事規制区域	宅地造成規制法
		河川区域	河川法
自然環境保全や史跡・名勝等の保護	自然公園地域	国立公園	自然公園法
	自然環境保全地区	自然環境保全地域	自然環境保全条例
		鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		保護林	保護林制度
	文化財保護	史跡・名勝・天然記念物等	文化財保護法
	森林	国有林	国有林野の管理経営に関する法律
		保安林	森林法
生活環境への影響	都市区域	市街化区域	都市計画法
		風致地区	
		都市施設 (都市計画決定をした施設・区域)	
		都市公園・緑地	都市計画法・都市公園法
	農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律

一次評価対象の候補地について（ヶ所）

全抽出件数 (56)	項 目	概 要
評価の対象とする 候補地 (16)	一次選定	
評価の対象としない 候補地 (40)	一次評価不適 (16)	候補地に最も近接する住宅との距離が 100m 以内
		農用地区域までの距離が 500m 以内
		既存道路及び林道までの距離（幅員考慮 せず）が 500m を超える
	候補地抽出のための 条件不足（24）	埋立処分場としての面積不足
		現地の状況により不適
		除染の仮置場設置との調整関係
		水道用水供給企業団の導水管ルート

2 一次評価

図上による評価

評価区分	評価項目	評価内容	評価基準		
			○	△	×
自然災害等への影響	活断層地域、推定活断層近接地域	活断層地域、推定活断層近接地域（幅300m）	範囲外		範囲内
	洪水浸水への影響	洪水浸水区域（洪水ハザードマップ）	無		浸水区域
	周辺集落状況	候補地周辺集落との距離	1kmを超える	500m～1km	500m以内
生活環境への影響	周辺住宅状況	候補地に最も近接する住宅との距離	300mを超える	100m～300m	100m以内
	公共施設の立地状況	公共施設（学校、病院、福祉施設）との距離	1kmを超える	200m～1km	200m以内
	水道水源への影響	候補地下流側の水道水源との距離	1kmを超える	500m～1km	500m以内
建設運営コストへの配慮	農業への影響	農用地区域までの距離	1kmを超える	500m～1km	500m以内
	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離（幅員考慮せず）	100m以内	100m～500m	500mを超える
	運搬距離	焼却施設（中間点）からの直線距離	10km以内	10km～15km	15kmを超える
	放流先の水路・河川の有無	放流先として利用できる水路・河川までの距離	100m以内	100m～500m	500mを超える

※基準 敷地間距離が概ね50m以内で、概ね50戸以上の建築物が連たんしている地区

※評価基準について、地形等により候補地と評価対象項目が明らかに分断され影響が少ないと判断される場合は、この限りでない。

一次評価

図上による評価

評価区分	評価項目	候補地抽出地区															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
自然災害等への影響	活断層地域・推定活断層近接地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洪水浸水への影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活環境への影響	周辺集落状況	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○
	周辺住宅状況	○	○	○	▲	○	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	公共施設の立地状況	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	▲	○	○	○	▲	▲
水源への影響	水道水源への影響	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業への影響	▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	○	×	×	○	○	○	×	×
建設運営コストへの配慮	既存道路及び林道へのアクセス性	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運搬距離	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○
	放流先の水路、河川の有無	▲	○	▲	○	○	○	▲	▲	○	▲	▲	○	○	○	▲	○
	×該当数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1
	▲該当数	3	1	1	1	1	0	5	5	3	2	3	1	1	1	3	2
	○該当数	7	9	9	9	8	10	5	5	7	7	5	9	9	9	6	7

一次選定

候補地番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
一次選定候補地	3	①	①	①	×	①	①	①	①	×	×	①	①	①	×	×

1 二次評価・選定方法について

(1) 採点方法の見直しについて

①重要度、評価の追加

当初 評価項目毎に重み付けをした配点内で評価点を付ける。

変更 評価項目の配点をさらに主な評価視点毎に重要度を定め評価し、評価の合計を評価点とする。(重要度内で評価する)

理由 当初の評価方法では、各委員の視点で評価することになるため、評価点にバラつきが生じる恐れがあり、点差に客観性がなくなってしまう。

このため、予め重要度を定めることにより、同じ視点で評価することが出来るようになり、評価点にも客観性が保たれる。

②社会的要因・所見への加点

社会的要因や所見で重大な問題がない（A評価）候補地に加点する。

(2) 重要度の配点について

①配点理由と配点

資料 2-2 のとおり

参考

評価項目（評価点）	高い	高い	低い	低い
社会的要因・所見	A	B	A	B
評価（総合判定）	A	B	A	B

(3) 二次選定方法について

①A、Bの評価判断について

A：立地が可能と考えられる候補地

＝検討すれば可能

B：立地には詳細な検討を要する候補地

＝検討しても困難

※評価点数で判断するものではなく、順番を付けるものでもない。

例 評価点が高くても社会的要因や所見に重大な問題がある場合

＝B

評価点が低くても課題に対し検討の余地があり、社会的要因や所見に重大な問題がない場合

＝A

②評価判定理由の記載について

A、B評価の判定結果は、評価点数による判定ではないので判定した理由が分からず、二次選定に不透明感が生じてしまう。

よって、判定理由を記載することにより、評価点数や社会的要因、所見等を総合的に評価した結果が分かり客観性が保たれる。

③選定方法について

当初 A評価の判定結果が多い候補地順に3箇所程度、数が多い場合は評価点が高い順に選定し協議を行う。

変更 A評価の多い候補地順に候補地として可能性がある場所を選定する。
(3箇所をこだわらない)

理由 立地が可能と考えられる候補地について柔軟に選定するため。

二次評価

資料 2-2

評価区分	評価項目	評価内容	重要度配点理由	評価視点	配点	重要度	評価	評価点
自然災害等への影響	地形勾配	地形勾配	造成形状により対策が可能であり重要度は低い。	急勾配、起伏が険しい勾配の場合 (-)		2		
	地すべり・大規模崩壊地跡	地すべり・大規模崩壊地跡	災害履歴がある場合は、再発の可能性が高くなるため重要度は高い。	地すべり地形、大規模崩壊地が確認できる場合 (-)	10	4		
	活断層・リニアメント	活断層・リニアメント	活断層による直下型地震が発生した場合、安全性の確保が困難であるため重要度は高い。	地形の不安定、リニアメントのずれが確認される場合 (-)		4		
自然環境保全への影響	有効利用の程度	有効利用の程度	希少動植物が確認された場合、保全対策が必要になることから重要度は低い。	山林や農地として有効利用されている土地の割合が多い場合 (-)		5		
	周辺土地状況 (自然)	自然環境保全 (希少野生動植物) への影響	希少動植物が確認された場合、保全対策が必要になったり、保全対策が困難な場合は、計画地の変更が必要になるなど重要度は高い。	自然環境保全 (希少野生動植物 (県1類) 含む) に影響する可能性がある場合 (-)	15	10		
	景観の変化	景観の変化	ひとつの評価内容により評価する。	県1類>県2類>県準絶>県希>県注>県未				
生活環境への影響	生活圏との近接度	生活圏との近接度	ひとつの評価内容により評価する。	立地により周辺地域からの景観に影響がある場合 (-)	10	10		
	地域の特徴	地域の特徴	生活圏と近接する場合には、住民生活 (安全・安心) へ影響を与える可能性が高いため重要度は高い。	生活圏の状況として密な場合 (-)		6		
	耕作地との近接度	耕作地との近接度	地域の特色を阻害する可能性があるが、他と比較して被害は少ないため重要度は低い。	地域の特色が損なわれる可能性がある場合 (-)	15	3		
車両等通行による影響	アクセスルートの数	耕作地との近接度	耕作地と近接する場合には、商品価値に対する安全・安心に影響を与える可能性が高いため重要度は高い。	耕作としての生活圏が大きい場合 (-)		6		
	アクセス道路の状況	アクセスルートの数	道路状況と比較すると影響は少ないため重要度は低い。	アクセス道路が限定される場合 (-)	10	3		
	未給水住宅	アクセス道路の状況	道路状況により影響の程度が大きく異なることから重要度は高い。	道路状況 (幅員が深い (-)、歩道無し (-)、沿線住宅多い (-)、交通量多い (-))		7		
水源への影響	未給水住宅	未給水住宅	井戸水への悪影響が発生した場合、直接人体への影響が発生する恐れがあることから重要度は高い。	周辺の未給水住宅の割合が多い場合 (-)		8		
	農業への利水	農業への利水	農業への悪影響が発生した場合も影響は大きい、直接人体へ悪影響する飲料水と比較すると重要度はやや低い。	農業への利水が多い場合 (-)	15	7		
	水路・河川の状況	水路・河川の状況	ひとつの評価内容により評価する。	現状 (水量、断面、整備状況等) として放流に問題がある場合 (-)	10	10		
建設コストへの配慮	候補地の土地利用	候補地の土地利用状況	ひとつの評価内容により評価する。	手が加えられている土地の割合が多い場合 (-)	3	3		
	施設立地への障害の有無	施設立地への障害	ひとつの評価内容により評価する。	大規模な撤去または移転すべき工造物がある場合 (-)	3	3		
	造成規模の確保	計画規模の確保	計画規模・施設配置を1項目として評価した方が良い。	計画規模の確保や施設配置が困難な場合 (-)	3	3		
ライフラインの確保	ライフラインの確保	施設配置	ひとつの評価内容により評価する。	2車線道路へのアクセス性	3	3		
	ライフラインの確保	施設配置	ひとつの評価内容により評価する。	急勾配 (-)、取付け道路が長い (-)	3	3		
	ライフラインの確保	施設配置	ひとつの評価内容により評価する。	ライフラインの確保が困難な場合 (-)	3	3		
評価点計					/ 100			

社会的要因 (特記事項)		社会的要因 所見
【地区情報】		
【特記事項】		
所見		A or B A評価判定 + 20
候補地評価判定理由		評 価 A or B

3 二次選定

二次選定候補地決定表

候補地番号	②番	③番	④番	⑥番	⑫番	⑬番	⑭番
A委員	B	A	B	B	B	A	A
B委員	A	B	B	B	A	A	A
C委員	B	A	B	B	B	A	A
D委員	B	A	A	A	A	B	B
E委員	B	A	A	B	B	A	B
F委員	B	B	B	B	A	A	A
G委員	B	B	B	B	A	A	A
H委員	B	A	A	B	B	B	A
A評価数（/8）	1	5	3	1	4	6	6
二次選定候補地		○				○	○

注意

- 二次選定候補地決定表は、8名の委員が候補地毎にA、Bの評価を行い、A評価数を集計したものです。
- A、Bの評価判断は、以下のとおりです。
A：立地が可能と考えられる候補地
B：立地には詳細な検討を要する候補地
- 二次選定
A評価の数が、過半数（4名）を超えた候補地を二次選定しました。

※（参考）評価別集計表

評価区分	配点	候補地番号						
		②番	③番	④番	⑥番	⑫番	⑬番	⑭番
自然災害等への影響	10	5.9	7.8	7.6	6.0	6.6	6.8	7.5
自然環境保全への影響	15	9.3	10.8	12.9	13.1	11.5	11.5	9.0
生活環境への影響	35	26.5	26.5	24.9	22.4	24.3	22.6	22.3
水源への影響	25	22.3	16.1	16.5	18.0	21.8	21.6	16.8
建設運営コストへの配慮	15	9.1	12.9	10.8	9.5	7.1	8.8	9.1
社会的要因・所見	20	2.5	12.5	7.5	2.5	10.0	15.0	15.0
評価平均合計（/120点）		75.6	86.6	80.2	71.5	81.3	86.3	79.7

注意

評価別集計表は、各委員の点数を評価項目毎に合計し平均したもので、本評価は、具体的な計画を行う際に検討すべき課題について点数化したものであり、直接A、B評価につながるものではありません。

4 第5回専門家会議について

(1) 第5回専門家会議に向けて

①地元説明会（地元代表含む）

目的 地元と行政が情報を共有しながら説明・協議を重ねることで、地元の意向をよりの確に総合評価に反映させる。

②現地調査

目的 図上や候補地の周辺を中心に評価選定してきた候補地に対して、候補地内に立入り、環境、地形・地質、湧水などの専門的な調査を行い、建設に関する評価に反映させる。

また、施設配置や搬入道路経路の計画を行い、施設配置図案を作成する。

③専門家委員の同行

目的 現地調査結果を踏まえて作成した施設配置図案を基に、専門家委員と共に現地調査を行い、専門的な意見や助言を頂きながら直接確認して頂いた調査結果を総合評価に反映させる。

④工程

10月 地元説明会（地元代表含む）

経過説明、地元の意見・要望の把握、現地調査の了解 等

11月～12月 現地調査（専門家委員の同行含む）

1月 地元説明会

現地調査の結果、地元の意見・要望に対しての協議 等

(2) 総合評価について（資料 5-2 参照）

①現地踏査＋現地調査＋地元説明会の結果を総合評価し、適地を選定する。

②現地踏査による評価は、評価項目毎に相対的に評価し順位付けを行う。

③現地調査による評価は、「適している」「普通」「適していない」に評価する。

- ④総合評価は、現地踏査と現地調査の評価に地元説明会の内容を加え、候補地としての適正を理由を付して順位付し、1位の評価が最も多かった候補地を適地とする。

(3) 現地踏査について

①環境影響

動植物の分布状況の把握を行う。併せて、想定される発生源からの景観、振動・騒音、悪臭の影響の程度を調べ、概略的な環境影響評価を行う。

②地形・地質

災害履歴や路頭の状況及び堆積物の状況等を調査し、処分場建設の支障となる事象の有無を確認し評価する。

③地下水

沢筋を中心に調査を行い、湧水箇所や湧水量を把握することにより地下水の分布状況の評価する。

④建設運営

計画している施設配置や搬入道路を設置する際の土工量等を現地確認し、概算工事費の精度を上げる。

(4) 現地調査について

①ボーリング調査

標準貫入試験

不安定な堆積層や軟弱層の有無や地盤・岩の強度の把握を行い、地盤の安定性の評価を行う。また、貯留構造物等の支持層の深さや支持方法等の想定を行う。

現場透水試験

埋立地基礎地盤の透水係数を把握することにより、自然地盤として不透水層として判断できるかの評価を行う。

総合評価

候補地 ○ 番

現地踏査による評価

資料 5-2

評価区分	評価項目	評価内容	調査結果	留意事項	評価
自然災害 自然環境 生活環境 水源	環境影響	概略環境影響評価			
	地形	崖地や崩壊地の有無 と規模を確認			
	地質	露頭から地質構成を確認			
	地下水	露頭や崖、窪地での 湿潤状況や湧水を確認			
建設運営コスト	概算工事費	概算工事費			

現地調査による評価

調査項目	調査内容	調査結果	留意事項	評価

地元説明会の結果

要望・意見等	事務局回答	留意事項

総合評価

適地

総合評価判定理由	適地評価

1 総合評価・適地選定方法について

(1) 地元説明会結果報告（資料 2-3、2-4）

①結果報告

地元説明会等の内容を報告いたします。

説明会での意見・要望等に対し、事務局回答を踏まえ、実際の現地踏査の結果を総合評価に反映させて下さい。

(2) 現地踏査による評価（資料 2-5、2-6）

①評価方法

評価項目毎に各候補地の調査結果及び留意事項について説明を行います。

評価は、評価項目毎に相対的に評価し、コメントを付して順位付けをお願いします（評価項目毎に確認をとりながら評価を進めます）

順位付けを原則といたしますが、調査結果等に明確な差がないと判断される場合は、同順位でもやむを得ないものとします。

例 1, 1, 1 1, 1, 3 1, 2, 2 など

※地元説明会の内容や専門家会議委員による現地踏査の結果についても反映させて下さい。

(3) 現地調査による評価（資料 2-7）

①評価方法

候補地毎の調査内容と調査結果について説明を行います。

地質、地盤の専門でおられる委員の所見をお伺いいたします。

評価は、地盤の安定性を主に「適している」「普通」「適していない」の評価をコメントを付して行うものとし、順位付けを行うものではありません。

(4) 総合評価

①評価方法

総合評価は、地元説明会の内容を踏まえ、現地踏査と現地調査の評価を総合的に相対評価により最も高い評価が多かった候補地を適地とします。

（順位毎に選定理由をお願いします）

仮に、同数の場合は、協議により理由を付して決定します。

総合評価

資料2-1

委員

1 現地踏査による評価

区分	項目	候補地	評価	評価コメント
自然災害・自然環境・生活環境・水害	環境影響	3		
		13		
		14		
	地形	3		
		13		
		14		
	地質	3		
		13		
		14		
	地下水	3		
		13		
		14		
概算工事費	3			
	13			
	14			
建設費コスト				

※評価は、相対評価とし順位付けを行います。

2 現地調査による評価

項目	候補地	評価	評価コメント
ボーリング調査	3		
	13		
	14		

※評価は、「適している」「普通」「適していない」とします。

3 総合評価

候補地	適地評価	総合評価判定理由
3		
13		
14		

※評価は、相対評価とし、順位付けを行います。

総合評価による適地選定

資料3

1 現地調査による評価項目・内容

評価区分	評価項目	評価内容
自然災害 自然環境 生活環境 水源	環境影響	大気、騒音・振動
		水質
		悪臭
		動植物
		景観
	人と自然とのふれあい活動の場	
	地形	崖地や崩壊地の有無と規模
	地質	露頭から地質構成を確認
	地下水	露頭や崖、窪地での湿潤状況や湧水を確認
		造成工事
建設運営コスト	概算工事費	貯留構造物工事
		排水工事、漏水検知システム、浸出処理施設
		アクセス道路
		工事費
		維持管理費（25年間）
		事業費

2 現地調査による評価項目・内容

評価区分	評価項目	評価内容
ボーリング調査	地層構成	表土、軟弱層の有無、分布
		支持層
	土質（岩）の強度	土質の強度の確認
	透水係数	岩の強度の確認 土砂部の透水係数の確認 岩盤の透水係数の確認

※ ボーリング調査：想定配置計画における貯留堤基礎部と埋立地の中央部付近の2箇所を実施

3 総合評価結果及び適地選定

	候補地番号		
	3番	13番	14番
A委員	3	1	2
B委員	3	1	2
C委員	3	1	2
D委員	3	1	2
E委員	3	1	2
F委員	3	1	2
G委員	2	1	3
H委員	3	1	2
1位総数	0	8	0
適地		○	

※ 相対評価により、最も高い評価が多かった候補地を適地とする。

※ 適地の順番を付けるものではない。

平成20年7月9日

津市長 松田直久 様

津市新最終処分場候補地選定委員会
委員長 笠 倉 忠 夫

津市の新最終処分場候補地選定に係る意見について（提出）

このことにつきましては、平成20年3月3日付けで市長から委嘱を受け、3回の会議を開催し議論を重ねて参りましたが、別紙意見書のとおり取りまとめましたので提出します。



津市の新最終処分場候補地選定に係る意見について

平成20年7月9日

津市新最終処分場候補地選定委員会

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 津市が計画する最終処分場について・・・・・・・・	1
2 安全・安心な施設整備に向けて・・・・・・・・	1
3 新最終処分場候補地の選定について・・・・・・・・	2
(1) 応募候補地・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 各候補地の所見・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ア 前提条件に関する所見・・・・・・・・	2
イ 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の状況・・・	4
ウ 地理的所見・・・・・・・・・・・・・・・・	4
エ 地形的所見・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 各候補地の比較・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 総合評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 前提条件での判断・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) 候補地の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) 総合評価における結論・・・・・・・・	7
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
津市新最終処分場候補地選定委員会名簿・・・・・・・・	9
委員会の開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・	9

はじめに

全国的にも一般廃棄物の最終処分場については、周辺地域住民の理解が得られず、その立地が困難な状況の中、津市においては、全国的に事例の少ない公募という思い切った施策を取られ、その結果、2自治会より4箇所の応募がありました。これを受け津市は、その応募候補地の中から建設候補地を決定するにあたり、専門的及び学術的立場から意見を聴くため、平成20年3月3日に本選定委員会を設置されたところです。その委員として、我々3人が市長から委嘱を受け、これまで3回の選定委員会を開催し、「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」（選定の基本的な考え方）や、各種資料を基に議論・意見交換を行いました。この意見書は、議論の内容を本選定委員会の意見として取りまとめたものです。

1 津市が計画する最終処分場について

津市が計画する最終処分場については、我々も平成19年度に津市新最終処分場整備構想等検討委員会委員として議論・検討してきましたが、最新式のクローズドシステムを採用し、かつ無放流を基本として計画されたものです。この方式は、現在建設・計画されている全国の最終処分場の中でも非常にリスクが少なく、安全・安心な施設であると考えます。

2 安全・安心な施設整備に向けて

廃棄物処理施設をはじめ、何事においても大なり小なりのリスクは存在しますので、リスク・ゼロということは考えられず、そのリスクの起こる確率をいかに少なく、規模を小さくできるかが重要となってきます。そのためには、市の徹底した計画と管理、そして、市民や地元の方々との充分なリスクコミュニケーションを行うことにより、お互いの信頼関係を築くことが重要となってきます。

また、いくつかあるリスクのなかで、ある程度のリスクについては、環境影響評価調査や地質調査などにより明らかになり、それらのリスクに対する事前の対応が可能となることから、その点に充分配慮する必要があります。

3 新最終処分場候補地の選定について

津市が計画する安全・安心な施設整備に見合う候補地を選定するため、公開現地調査や選定委員会における議論を踏まえ、「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」（選定の基本的な考え方）に沿って検討した各候補地に対する所見は、次のとおりです。

新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方

津市新最終処分場建設候補地公募に伴う候補地の選定にあたっては、次の考え方を基本として選定することとします。

- 1 概ね12ha以上の一団の土地が確保できる見込みがあること。
- 2 施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制が無いこと。なお、法規制がある場合は解除できる見込みがあること。
- 3 直下に活断層が無いこと。
- 4 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の理解が得られること。
- 5 応募候補地の位置について、処理対象物等の運搬がより効率的に行えること。
- 6 応募候補地の地形について、施設整備がより容易に行えること。

(1) 応募候補地

- ア M-1 美杉町下之川字高山、西狭間地内
- イ M-2 美杉町下之川字大原地内
- ウ H-1 白山町垣内字峯山地内
- エ H-2 白山町垣内字南布引地内

(2) 各候補地の所見

ア 前提条件に関する所見

候補地の選定にあたっては、上記の選定の基本的な考え方によって、各応募候補地を比較検討しますが、このうち1、2、3については、候補地選定にあたっての前提条件であることから、まずこれらについて整理することとします。

(ア) 美杉町下之川字高山、西狭間地内(M-1)

面積は、現況面積として約37haあり、一団の形を成している。ま

た、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無い。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

(イ) 美杉町下之川字大原地内 (M-2)

面積は、現況面積として約20haあり、一団の形を成している。

ただし、当該応募候補地は、保安林指定がされており、施設の建設にあたっては、これの解除が必要となるが、当該候補地に係る保安林指定については、解除が非常に困難とされ、解除の協議にも長期間を要すると見込まれる。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

(ウ) 白山町垣内字峯山地内 (H-1)

応募地の現況面積は約42haあるものの、この中には事業開発済みの土地や応募自治会以外の地域に属する土地などが含まれていることから、今回の選定にあたっては、これらを除く部分を対象区域として検討することとなり、この場合、当該区域において面積要件を満たす12haの一団の土地の確保は困難である。

なお、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無く、活断層については、直下に確認されていない。

(エ) 白山町垣内字南布引地内 (H-2)

面積は、現況面積として約31haあり、一団の形を成している。また、施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制は無い。

なお、活断層については、直下に確認されていない。

活断層については、今の科学をもってしてもはっきりと判らない分野の一つであり、地震の専門家でも被害想定判断が難しいと言われています。

とは言え、活断層直上に最終処分場等を建設することは避けるべきですが、幸い4箇所の候補地の直下には活断層はないとのこと。

しかし、活断層、推定活断層は県内も含め、全国的に多数分布していることから、施設整備の際には十分な耐震施工が必要です。

イ 応募候補地に関する地権者及び周辺地域の状況

津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）及び津市美杉町字大原地内（M－2）に関し、同町竹原地区から建設計画をしない旨の要望書が提出されている状況である。

津市白山町垣内字峯山地内（H－1）に関し、地権者同意の見込みが困難な状況であり、周辺地域からも反対の旨の書面が多数提出されている。また、これに加え、応募候補地に関する利害関係者から協力できない旨の意見書が提出されている状況である。

津市白山町垣内字南布引地内（H－2）に関し、周辺地域から反対の旨の書面が多数提出されている状況である。

ウ 地理的所見

地理は、収集車が市内各地域から搬入しようとする場合、その地理的な状況により、収集体系の見直しや運搬コストの増加、CO₂の排出などの面において大きな影響を及ぼす要因となります。

（ア）津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）

道路が狭小であり、他の地域からの搬入が容易ではない。

（イ）津市美杉町字大原地内（M－2）

道路が狭小であり、他の地域からの搬入が容易ではない。

（ウ）津市白山町垣内字峯山地内（H－1）

国道165号から比較的近距离にあるため、地理的には良い。

（エ）津市白山町垣内字南布引地内（H－2）

国道165号に面しているため、地理的には良い。

エ 地形的所見

地形は、施設建設時に要するコストに関係し、造成には多額の費用を要するため、全体の建設費は地形の状況により変わります。

（ア）津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M－1）

盆地の形態を成し、過去に田として土地利用していた形跡もあり、平地が多く施設の設置には適している。なお、湧水が多いと思われる。

（イ）津市美杉町字大原地内（M－2）

緩やかな斜面で施設整備は比較的容易である。

(ウ) 津市白山町垣内字峯山地内 (H-1)

(※面積要件を満たす一団の土地の確保が困難なため、評価できず。)

(エ) 津市白山町垣内字南布引地内 (H-2)

山腹の傾斜地であるため、平地を確保する必要がある。

(3) 各候補地の比較

「新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方」に照らし合わせた各候補地の状況については、下表のとおりです。

【各候補地の比較表】

項 目		美杉町下之川 字高山・西狭 間地内 (M-1)	美杉町下之川 字大原地内 (M-2)	白山町垣内字 峯山地内 (H-1)	白山町垣内字 南布引地内 (H-2)
1	面 積	○	○	×	○
2	法規制	○	×	○	○
3	活断層	○	○	○	○
4	関係者 の理解	○	○	×	×
	地権者				
5	地 理	△	△	○	○
	周辺地域				
6	地 形	○	○	-	△

○：1～3においては、要件を満たしている場合。4の「地権者」においては、見込みがある場合。「周辺地域」においては、反対書面の提出等が無い場合。5、6においては、条件が良い場合。

△：5、6において、条件があまり良くない場合。

×：1～3においては、要件を満たしていない場合。4の「地権者」においては、見込みが無い場合。「周辺地域」においては、反対書面の提出等がある場合。

※4の「周辺地域」の範囲は、三重県産業廃棄物処理指導要綱第8条の規定を準用し、候補地から1,000m以内の地域とする。

※5、6については、4候補地の相対評価

4 総合評価

(1) 前提条件での判断

以上のことから、選定の基本的な考え方の中で、まず、候補地選定の前提条件である1、2、3の基準から評価すると、4箇所の候補地のうち、美杉町下之川字大原地内（M-2）の候補地は、保安林指定されており、その解除が非常に困難であること、また、白山町垣内字峯山地内（H-1）の候補地は、概ね12ha以上の一団の土地の確保が見込めない状況であり、土地に係る利害関係者から新最終処分場の建設候補地として協力できない旨の意見書が市長に提出されている状況でもあることから、この2箇所の候補地については、選定の対象外とするのが妥当と判断します。

(2) 候補地の評価

前提条件を満たす美杉町下之川字高山、西狭間地内（M-1）及び白山町垣内字南布引地内（H-2）の2箇所の候補地について、選定の基本的な考え方の4、5、6の基準による総合的な評価は、次のとおりです。

津市美杉町下之川字高山・西狭間地内（M-1）について

現況からすると、搬入道路の取り付けが容易ではなく、搬入経路も狭小であるものの、現況は盆地の形態を成し、平地が多く施設の設置には適している状況である。土地については、筆数が多いものの、地権者の合意が概ね得られている状況である。また、地元地域の協力体制の下に申請がなされていることから、計画推進にあたっては、地元地域の協力が期待できる。

しかし、現状のままでは、ごみ収集車の走行が容易ではなく、アクセス道路の新設、若しくは現行道路の拡幅等の措置が必要である。また、当該候補地が津市の西南に位置することで、各地域からの距離が長くなることから、ごみの運搬経路や収集体系など運搬効率の向上に向けた対策について検討する必要がある。

津市白山町字南布引地内（H-2）について

現況からすると、各地域からの搬入経路が比較的確保しやすく、取付け

道路を容易に整備することができるものの、現況が山腹の傾斜地であるため、その造成には多額の費用を要する。また、土地については、1筆で買収手続きが容易である。

しかし、隣接の自治会から書面による建設反対の意思表示がされていることから、津市は、地域住民の方々との合意形成を最優先に取り組む必要がある。

そのため、津市が考えている最終処分場の安全性はもとより、住民の行政に対する不信感や施設に対する不安感を払拭するためには、例えば、地震等の自然災害時の対応、供用開始後の監視体制、搬入車両への徹底した指導、搬入経路の配慮などについて説明し、住民の方々の理解が進むよう、繰り返しリスクコミュニケーションを行う必要があり、これには、現時点の状況からみると多大の時間を要すると考えられる。

(3) 総合評価における結論

前提条件を満たす美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）及び白山町垣内字南布引地内（H－2）の2箇所の候補地について、地理的、地形的な面では、候補地までのアクセスや、候補地周辺の道路状況から見て白山町垣内字南布引地内（H－2）の方が優位と判断します。

また、関係者の理解が得られるかどうかという点では、白山町垣内字南布引地内（H－2）の候補地に対しては、周辺の複数の地域から反対の旨の署名をはじめ、その他書面が提出されている状況であることから、美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）の方が優位と判断します。

以上のことから、2候補地を総合的に評価すると、経済性や利便性を優先する場合は、白山町垣内字南布引地内（H－2）が優位であり、リスクコミュニケーションに要する時間的コストや関係者の理解度を優先する場合は、美杉町下之川字高山、西狭間地内（M－1）が優位であると判断します。

おわりに

津市が計画される施設は、先にも述べたように、安全・安心であることはもとより、地域や自然と調和した環境全般にわたる拠点施設として計画されています。また、候補地の選定手法として、公募方式を採用されるなど、先進的な取り組みをされていることに敬意を表するものであります。

これまで3回にわたる選定委員会において議論をしまいましたが、毎回、非常に多くの方々に傍聴いただき、我々といたしましても住民の方々の関心の深さを改めて感じたところです。

今後、津市が最終的な候補地を選定されるにあたっては、現在の最終処分場の使用期限が平成22年3月末までと迫っている時間的猶予のない状況を踏まえ、住民との合意形成、また、経済性や利便性を充分検討して適地を選定されたいと考えます。

最後に、今回提出した意見書を参考にいただき、一日も早く、津市が目指す新最終処分場が建設されることを願うところです。

■津市新最終処分場候補地選定委員会 名簿

委員長 笠倉忠夫 元豊橋技術科学大学教授
委員 岩崎恭典 四日市大学総合政策学部教授
委員 藤間幸久 元名古屋大学教授

委員会の開催経過

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成20年5月14日 | 第1回選定委員会 |
| | ・津市新最終処分場候補地選定委員会について |
| | ・新最終処分場整備方針及び公募に至った経緯について |
| | ・新最終処分場に係る応募候補地について |
| 平成20年6月 3日 | 公開現地視察 |
| 平成20年6月12日 | 第2回選定委員会 |
| | ・公開現地視察の結果について |
| | ・応募候補地の調査状況について |
| | ・候補地選定にあたっての基本的な考え方について |
| 平成20年6月26日 | 第3回選定委員会 |
| | ・応募候補地の調査状況について |
| | ・各候補地に関する所見について |

津市新最終処分場応募候補地 概要調書

(平成20年6月26日現在)

概要調書1 … 申請書の内容

概要調書2 … 調査状況等

No.	申 請 地	申 請 者
M-1	美杉町下之川字高山、西狭間地内	美杉町下之川自治会連合会
M-2	美杉町下之川字大原地内	同上
H-1	白山町垣内字峯山地内	白山町垣内自治会
H-2	白山町垣内字南布引地内	同上

※番号は受付順

○第2回候補地選定委員会後の調査・確認事項(概要調書中には下線で表示)

- ・ 申請地の面積（現況面積）…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 地権者同意の見込み…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 周辺地域の状況…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 市内各地域から申請地までの主な運搬経路の距離…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 市内各地域から白銀環境清掃センターまでの主な運搬経路の距離
…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 申請地までの運搬コスト見込み…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 申請地の地形…（概要調書P2, P6, P10, P16）
- ・ 申請地における過去の自然災害の状況…（概要調書P3, P7, P11, P17）
- ・ 候補地応募に対する関係地区等からの意見書等の提出状況
…（概要調書P13, P18, P19）

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書1(申請書の内容)

H20.6.26

No.	M-1
項 目	内 容
申請者	自治会名等 下之川自治会連合会
	代表者住所 津市美杉町下之川1883
	代表者氏名 下之川区長 脇谷 茂

(1) 申請書の内容

項 目	内 容
申請地	地番 津市美杉町下之川字高山4081 (字名 高山、西狭間)
	所有者数 35人
	筆数 262筆
	概略面積 約15ha
地域住民への説明状況	ア 総会など開催し説明済である。 ⇒ はい・いいえ
	イ 地域住民の合意が得られている。 ⇒ はい・いいえ (おおむね7割了解)
	ウ 地権者の理解が得られている。 ⇒ はい・いいえ (おおむね8割了解)

(2) まちづくり構想の内容(申請書から転記)

〔道路関係〕

- ・県道一志美杉線矢頭地内をトンネル2車線にし、新最終処分場までも2車線にする。
- ・県道青山松阪線清水峠の改修
- ・下之川地内の道路改修
- ・県道青山松阪線八手俣地内の道路幅員の拡大、高低差の道路を平坦な道路にする。
- ・君ヶ野ダムより竹原羽黒地域へのバイパス道路の新設
- ・下之川地区内の道路対岸にバイパス道路の新設
- ・下之川三谷地域より八知地域への林道改修
- ・県道一志美杉線下之川山口地域より八知地域への道路新設
- ・下之川中津地内中津橋の架け替え
- ・下之川中津地内より三谷地内へのバイパス道路新設
- ・下之川中津地内より多気地区漆地域への林道延長
- ・下之川中津地内の道路を広げる。
- ・下之川上村西迎寺付近の道路新設

〔河川関係〕

- ・下之川中津地内堤防の改修(嵩上げ含む。)
- ・下之川中津地内井堰を大水時開閉式にする。
- ・新最終処分場の雨水の安全対策
- ・新最終処分場の下流の流路工の新設
- ・下之川山本地内八手俣川左岸堤防改修(嵩上げ含む。)
- ・下之川上村地内八手俣川左岸堤防改修(嵩上げ含む。)

〔生活関係〕

- ・上下水道の無料設置
- ・地元優先の雇用
- ・台風時等の避難場所の設置
- ・老人施設を誘致する。

〔その他〕

- ・新最終処分場の工事期間及び実働期間の地元への協力金
- ・今後新最終処分場に関する問題点すべて解決する。

この素晴らしい自然環境の下之川を壊してまでも、また、今日まで劣悪な生活環境で我慢を重ねてきた下之川地域住民が応募する気持ちを理解してほしい。

※ 上記は、申請時点における申請書の内容を転記したものです。

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書2(調査状況等)

H20.6.26

No.	M-1
-----	-----

(1) 申請地の状況

下線は、第2回選定委員会後の調査・確認結果

項 目	内 容									
申請地の面積 (現況面積)	約3.7ha									
申請地の土地利用上の 法規制状況	無し									
申請地の活断層の有無	直下に活断層無し (近傍活断層までの距離: 推定活断層まで0.6km 詳細は別紙3 (第2回選定委員会資料) のとおり) ※三重県資料「活断層の位置情報の整備に関する調査研究 (H18成果)」より									
地権者同意の見込み	有り									
周辺地域の状況	—									
申請地から最寄の民家 までの直線距離	0.2km									
申請地から最寄の公共 施設(学校、病院等)ま での直線距離	約6km (美杉南小学校)									
申請地から市役所本庁 舎までの距離	約40km									
市内各地域における処 理対象物の排出量 (H16実績)	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	33,429t	8,427t	1,756t	1,613t	399t	1,361t	768t	1,789t	1,520t	759t
市内各地域から白銀環 境清掃センターまでの 主な運搬経路の距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	8km	5km	17km	14km	8km	10km	13km	9km	17km	30km
市内各地域から申請地 までの主な運搬経路の 距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	46km	32km	50km	43km	32km	39km	44km	28km	18km	17km
申請地までの運搬コス ト見込み	1.494百万円/年									
申請地の近傍主要道	県道松阪青山線、県道一志美杉線									
申請地の近傍河川	八手俣川 (一級河川)									
申請地の文化財の有無	無し									
申請地の地形	主に起伏のある山地及び谷地 (一部湿地)									
申請地の土地利用状況	現況は、山林 (一部植林された田)									

項 目	内 容
申請地における過去の 自然災害の状況	○申請地内における風水害：特に甚大な被害無し (申請地周辺における過去の主な風水害) ・昭和34年9月26日(台風第15号)※伊勢湾台風 ・昭和49年7月25日(熱帯低気圧による大雨) ・昭和57年8月22日(台風第10号と低気圧による暴風雨と大雨) ・平成2年9月19日(台風第19号) ・平成13年8月24日(台風第11号) ・平成15年8月8日(台風第10号) ・平成16年6月20日(台風第6号) ・平成16年8月5日(台風第11号) ・平成16年8月30日(台風第16号) ・平成16年9月28日(台風第21号)
	○申請地内における地震災害：特に甚大な被害無し (津市及びその周辺における過去の主な地震) ・昭和19年12月7日 震度6(地域・震源)熊野灘・東南海地震 ・昭和20年1月13日 震度5(地域・震源)渥美湾・三河地震 ・昭和21年12月21日 震度5(地域・震源)紀伊半島沖・南海地震 ・平成16年9月5日 震度5弱(地域・震源)紀伊半島南東沖 ・平成19年4月15日 震度5弱(地域・震源)三重県中部
申請地の悪臭・振動・ 騒音に係る規制の有無	悪臭：規制有り(悪臭防止法) 振動：規制有り(三重県生活環境の保全に関する条例) 騒音：規制有り(")

(2) 地元説明会、先進地視察等の実施状況

年 月 日	内 容	対 象 者	場 所
平成20年1月29日	先進地視察	美杉町下之川地区役員	福井県美浜町、若狭町
2月20日	地元説明会	美杉町下之川自治会	美杉町下之川地域住民センター
4月28日	「津市新最終処分場の建設を考える協議会(下之川地区)」設立総会	美杉町下之川自治会代表、美杉町下之川住民代表等	美杉町下之川地域住民センター
5月27日 ～28日	「津市新最終処分場の建設を考える協議会(下之川地区)」先進地視察	協議会委員、下之川地区住民、美杉地区各自治会連合会会長	岡山市東部リサイクルプラザ 東広島市賀茂環境センター

(3) その他

その他特筆事項	無し
---------	----

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書1(申請書の内容) H20.6.26

No.	M-2
-----	-----

項	目	内	容
申請者	自治会名等	下之川自治会連合会	
	代表者住所	津市美杉町下之川1883	
	代表者氏名	下之川区長 脇 谷 茂	

(1) 申請書の内容

項	目	内	容
申請地	地番	津市美杉町下之川字大原1460 (字名 大原)	
	所有者数	15人	
	筆数	37筆	
	概略面積	約25ha	
地域住民への説明状況	ア 総会など開催し説明済である。	⇒	はい ・ いいえ
	イ 地域住民の合意が得られている。	⇒	はい ・ いいえ (おおむね7割了解)
	ウ 地権者の理解が得られている。	⇒	はい ・ いいえ (おおむね8割了解)

(2) まちづくり構想の内容(申請書から転記)

M-1と同じ

※ 上記は、申請時点における申請書の内容を転記したものです。

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書2(調査状況等)

H20.6.26

No.	M-2
-----	-----

(1) 申請地の状況

下線は、第2回選定委員会後の調査・確認結果

項 目	内 容									
申請地の面積 (現況面積)	約20ha									
申請地の土地利用上の 法規制状況	保安林(土砂流出防備保安林) ※保安林指定状況の詳細については、別紙2(第2回選定委員会資料)のとおり									
申請地の活断層の有無	直下に活断層無し (近傍活断層までの距離: 推定活断層まで0.1km 詳細は別紙3(第2回選定委員会資料)のとおり) ※三重県資料「活断層の位置情報の整備に関する調査研究(H18成果)」より									
地権者同意の見込み	—									
周辺地域の状況	—									
申請地から最寄の民家 までの直線距離	1.4km									
申請地から最寄の公共 施設(学校、病院等)ま での直線距離	10km(美杉南小学校)									
申請地から市役所本庁 舎までの距離	39km									
市内各地域における処 理対象物の排出量 (H16実績)	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	33,429t	8,427t	1,756t	1,613t	399t	1,361t	768t	1,789t	1,520t	759t
市内各地域から白銀環 境清掃センターまでの 主な運搬経路の距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	8km	5km	17km	14km	8km	10km	13km	9km	17km	30km
市内各地域から申請地 までの主な運搬経路の 距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	44km	32km	50km	43km	32km	39km	44km	28km	18km	21km
申請地までの運搬コス ト見込み	1,471百万円/年									
申請地の近傍主要道	県道松阪青山線、県道一志美杉線									
申請地の近傍河川	八手俣川(一級河川)									
申請地の文化財の有無	無し									
申請地の地形	主に山地の斜面部									
申請地の土地利用状況	現況は、桜を一面に植栽した公園									

項 目	内 容
申請地における過去の 自然災害の状況	○申請地内における風水害：特に甚大な被害無し (申請地周辺における過去の主な風水害) ・昭和34年9月26日(台風第15号)※伊勢湾台風 ・昭和49年7月25日(熱帯低気圧による大雨) ・昭和57年8月22日(台風第10号と低気圧による暴風雨と大雨) ・平成2年9月19日(台風第19号) ・平成13年8月24日(台風第11号) ・平成15年8月8日(台風第10号) ・平成16年6月20日(台風第6号) ・平成16年8月5日(台風第11号) ・平成16年8月30日(台風第16号) ・平成16年9月28日(台風第21号)
	○申請地内における地震災害：特に甚大な被害無し (津市及びその周辺における過去の主な地震) ・昭和19年12月7日 震度6(地域・震源)熊野灘・東南海地震 ・昭和20年1月13日 震度5(地域・震源)渥美湾・三河地震 ・昭和21年12月21日 震度5(地域・震源)紀伊半島沖・南海地震 ・平成16年9月5日 震度5弱(地域・震源)紀伊半島南東沖 ・平成19年4月15日 震度5弱(地域・震源)三重県中部
申請地の悪臭・振動・ 騒音に係る規制の有無	悪臭：規制有り(悪臭防止法) 振動：規制有り(三重県生活環境の保全に関する条例) 騒音：規制有り()

(2) 地元説明会、先進地視察等の実施状況

年 月 日	内 容	対 象 者	場 所
M-1と同じ			

(3) その他

その他特筆事項	無し
---------	----

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書1(申請書の内容)

H20.6.26

No.	H-1
項 目	内 容
申請者	自治会名等 白山町垣内自治会
	代表者住所 津市白山町垣内675番地
	代表者氏名 白山町垣内自治会 会長 天花寺 充

(1) 申請書の内容

項 目	内 容
申請地	地番 津市白山町垣内字峯山322-1
	所有者数 1人
	筆数 1筆
	概略面積 約12ha
地域住民への説明状況	ア 総会など開催し説明済である。 ⇒ はい ・ いいえ
	イ 地域住民の合意が得られている。 ⇒ はい ・ いいえ (おおむね9.5割了解)
	ウ 地権者の理解が得られている。 ⇒ はい ・ いいえ (おおむね10割了解)

(2) まちづくり構想の内容(申請書から転記)

今般、津市新最終処分場建設候補地として申請いたしました。 理由は、旧白山町町議会で議決した件でもあることや、環境問題を考え将来市の発展を思い、地元地域の活性化を図りたいと考え提出致しましたが、関係地区との併合性も考慮し、白山町や倭自治会全体としての要望も多少ありますが、関係地区住民に説明会を至急に行われ、大体理解が得られた時点で要望書を提出したいと考えています。 垣内自治会のまちづくり構想 津市は、PRが遅れているため経済効果が望めないと思われます。少子・高齢化が進み、過疎化が進み、市の財政に危機が訪れることはそんなに遠くはないと考えられます。 私達の垣内には近鉄の旧青山トンネルがあります。3.68kmと大変長いトンネルで何か利用できないかと考える時、高地トレーニング施設にしたら世界の津市になると思います。宮崎県のマンガやキンカンとは、経済効果が大きいと思いますので是非、スタッフを募って出発していただきたいと考えております。 下記に示した事業を考慮していただきたく事で垣内地区の活性化が若干なりとも図れると考えて申請 記 ・国道165号改良工事 久居～伊賀市 ・垣内川改修火葬場有する斎場 ・道の駅 ・下水道完備 ・市道垣内165号～旧東青山駅経由 国道165号へ ・観光道路・布引の滝周辺道路 ・高地トレーニング施設 ・人材、事業者、物資、優先 ・市営バス存続 ・一志病院存続 ・その他

※ 上記は、申請時点における申請書の内容を転記したものです。

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書2(調査状況等)

H20.6.26

No.	H-1
-----	-----

(1) 申請地の状況

下線は、第2回選定委員会後の調査・確認結果

項 目	内 容									
申請地の面積 (現況面積)	約4.2ha									
申請地の土地利用上の 法規制状況	無し									
申請地の活断層の有無	直下に活断層無し (近傍活断層までの距離：推定活断層まで0.5km 詳細は別紙3(第2回選定委員会資料)のとおり) ※三重県資料「活断層の位置情報の整備に関する調査研究(H18成果)」より									
地権者同意の見込み	困難									
周辺地域の状況	・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の陳情書提出(H20.3.21) ・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の申し入れ書提出(H20.5.22) ・上ノ村自治会から計画反対の旨の書面提出。(H20.5.27) ・上佐田自治会、中佐田自治会、口佐田自治会(連名)から計画反対の旨の陳情書提出(H20.6.9) ・ハツ山自治・区長会から「津市白山町垣内地区内で計画される「ゴミ新最終処分場」に「絶対反対」であることの署名簿」提出(H20.6.25) ※概要は「(3) その他」参照									
申請地から最寄の民家 までの直線距離	0.5km									
申請地から最寄の公共 施設(学校、病院等)ま での直線距離	約2km(倭小学校)									
申請地から市役所本庁 舎までの距離	約2.6km									
市内各地域における処理 対象物の排出量 (H16実績)	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	33,429t	8,427t	1,756t	1,613t	399t	1,361t	768t	1,789t	1,520t	759t
市内各地域から白銀環 境清掃センターまでの 主な運搬経路の距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	8km	5km	17km	14km	8km	10km	13km	9km	17km	30km
市内各地域から申請地 までの主な運搬経路の 距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	27km	17km	32km	25km	14km	21km	25km	16km	6km	18km
申請地までの運搬コス ト見込み	1,400百万円/年									
申請地の近傍主要道	国道165号線									
申請地の近傍河川	垣内川(一級河川)、大村川(一級河川)									
申請地の文化財の有無	無し									
申請地の地形	主に丘陵地を含む山地									
申請地の土地利用状況	樹木が伐採された丘陵地(一部霊園)									

項 目	内 容
申請地における過去の 自然災害の状況	○申請地内における風水害：特に甚大な被害無し (申請地周辺における過去の主な風水害) ・昭和34年9月26日(台風第15号)※伊勢湾台風 ・昭和46年8月8日(台風第23号) ・昭和46年9月26日(台風第29号) ・昭和57年7月31日～8月3日(台風第10号と低気圧による大雨) ・平成5年11月13日(台風第14号)
	○申請地内における地震災害：特に甚大な被害無し (津市及びその周辺における過去の主な地震) ・昭和19年12月7日 震度6(地域・震源)熊野灘・東南海地震 ・昭和20年1月13日 震度5(地域・震源)渥美湾・三河地震 ・昭和21年12月21日 震度5(地域・震源)紀伊半島沖・南海地震 ・平成16年9月5日 震度5弱(地域・震源)紀伊半島南東沖 ・平成19年4月15日 震度5弱(地域・震源)三重県中部
申請地の悪臭・振動・ 騒音に係る規制の有無	悪臭：規制無し 振動：規制有り(三重県生活環境の保全に関する条例) 騒音：規制有り(")

(2) 地元説明会、先進地視察等の実施状況

年 月 日	内 容	対 象 者	場 所
平成20年2月 6日	地元説明会	白山町倭自治協議会役員	津市白山郷土資料館
2月15日	先進地視察	白山町倭自治協議会役員	福井県美浜町、若狭町
2月24日	地元説明会	白山町垣内自治会住民	垣内公民館
3月 3日	地元説明会	八対野1区住民	八対野1区公民館
3月 8日	地元説明会	八対野1区住民	八対野1区公民館
3月15日	地元説明会	白山町ハツ山自治・区長会役員	白山町ハツ山出張所
3月30日	地元説明会	八対野2区住民	八対野2区公民館
4月 5日	地元説明会	上ノ村自治会住民	上ノ村集会所
4月 7日	地元説明会	白山町倭自治協議会役員	津市白山町郷土資料館
4月20日	地元説明会	中ノ村区住民	中ノ村集会所
4月25日	地元説明会	ロイヤルタウン榊原自治会・大発苑自治会住民	白山町倭公民館
4月25日	地元説明会	白山町ハツ山自治・区長会役員	白山町ハツ山出張所
4月27日	地元説明会	惣谷池二本木・岡地区水利組合	向居山出北公民館
5月15日	地元説明会	上ノ村自治会住民	上ノ村集会所
5月18日	地元説明会	佐田連合自治会住民	佐田区集会所
5月18日	地元説明会	南出区住民	南出倶楽部
5月25日	地元説明会	グリーンタウン榊原自治会住民	グリーンホール

(3) その他

その他特筆事項	・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の陳情書の提出有り。(H20. 3. 21) 〔要旨〕 ハツ山地区を縦断する河川の上流への計画は理解できない。特に米のブランド価値が下がることを恐れる。 水道水源地で計画であり納得できない。 大災害時に悪水が洩れる恐れがある。絶対安全な施設は不可能。ダイオキシンなどの公害は白山町内に持ち込まないでほしい。 ハツ山地区での民間の計画に拍車がかかる恐れがあるので、この計画を白紙にしてほしい。 ・当該申請地に係る売買予約を原因とした所有権移転請求権仮登記権利者から協力できない旨の意見書の提出有り。(H20. 4. 28) 〔要旨〕 墓地運営への協力者として、墓地事業の観点から、たとえ一部とは言え事業用地内にゴミ処分場ができることは商品価値を著しく下げるばかりでなく、既存のお客様に対し背信的行為になることから協力できない。 ・「新最終処分場を考える会」(代表：上ノ村地区在住)から、垣内自治会からの応募に関し、関係地区における実情の情報提供及びこれに基づく市の民主的で公正な判断を求める意見書の提出有り。(H20. 5. 13) ・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の申し入れ書の提出有り。(H20. 5. 22) 〔要旨〕 (H20. 3. 21付け提出の陳情書に同じ。) ・上ノ村自治会から計画反対の旨の「津市最終処分場に関する自治会の判断について」の提出あり。(H20. 5. 27) 〔要旨〕 平成20年5月26日開催の上ノ村自治会臨時総会結果に基づき、垣内自治会申請の最終処分場に反対する。 (手続きに関する考察) ・地元手続きの非民主性・上ノ村の立場と基本的考え・申請内容の不備(実質的な考察) ・農産業への悪影響・水資源への悪影響・市の基本方針との矛盾・青山高原の観光価値への悪影響・まちづくり構想に対する考え・日常生活への影響・安全性への不安・裁判沙汰の懸念 (提言) ・施設を機能により分割し、ゴミを集積する場所は極力市の中央部に設けてランニングコストの大幅な削減を図ること。 ・合併によって市が有する多くの土地の活用を検討すること。 ・最終埋立地は、海岸が望ましいこと。 ・申請地に関係する墓地運営事業者から、申請区域に関し再確認を要する旨の申出書の提出あり。(H20. 5. 30) ・上佐田自治会、中佐田自治会、口佐田自治会(連名)から計画反対の旨の陳情書の提出有り。(H20. 6. 9) 〔要旨〕 ・隣接地域住民に対し説明の無いこと。 ・生活用水、灌漑用水等として取水する河川の上流域への計画であり理解できない。「美味しい佐田の米」へのイメージダウンになる。 ・候補地は「布引山地東縁断層帯」西部にあるため、このような大きなリスクを伴う地域は、計画地から避けるべき ・垣内自治会からH20. 5. 27付け上ノ村自治会から提出された「津市最終処分場に関する自治会の判断について」の内容の一部が真実と異なる旨の報告書の提出あり。(H20. 6. 9) 〔要旨〕 ・候補地の申請は、関係者の意向が確認されないままなされているとのことに対しての異論。
---------	---

	・上ノ村自治会から「津市最終処分場に関する市の姿勢についての質問」の提出有り。(H20.6.16) 〔要旨〕 ・上ノ村地籍の扱いについて ・申請手続きに関する事実調査について ・上ノ村の反対表明の扱いについて ・市長の姿勢について ・「新最終処分場を考える会」(代表：上ノ村地区在住)から「津市最終処分場の候補地に関する確認」の提出有り。(H20.6.16) 〔要旨〕 ・申請の適正に関する重要な事実の確認について ・実質上の問題点の確認について ・選定委員会に関する確認について ・今後の取り組み姿勢についての確認について ・ハツ山自治・区長会から「津市白山町埴内地区内で計画される「ゴミ新最終処分場」に「絶対反対」であることの署名簿」の提出有り。(H20.6.25) 署名者数：1,358名
--	---

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書1(申請書の内容) H20.6.26

No.	H-2
-----	-----

項 目		内 容
申請者	自治会名等	白山町垣内自治会
	代表者住所	津市白山町垣内675番地
	代表者氏名	白山町垣内自治会 会長 天花寺 充

(1) 申請書の内容

項 目		内 容
申請地	地番	津市白山町垣内字南布引27-144、145 (字名 南布引)
	所有者数	1人
	筆数	2筆
	概略面積	約34.8ha
地域住民への説明状況		ア 総会など開催し説明済である。 ⇒ はい ・ いいえ
		イ 地域住民の合意が得られている。 ⇒ はい ・ いいえ (おおむね9.5割了解)
		ウ 地権者の理解が得られている。 ⇒ はい ・ いいえ (おおむね10割了解)

(2) まちづくり構想の内容(申請書から転記)

H-1と同じ

※ 上記は、申請時点における申請書の内容を転記したものです。

津市新最終処分場建設候補地申請 概要調書2(調査状況等)

H20.6.26

No.	H-2
-----	-----

(1) 申請地の状況

下線は、第2回選定委員会後の調査・確認結果

項 目	内 容									
申請地の面積 (現況面積)	約3.1ha									
申請地の土地利用上の 法規制状況	無し									
申請地の活断層の有無	直下に活断層無し (近傍活断層までの距離：推定活断層まで1.8km 詳細は別紙3(第2回選定委員会資料)のとおり) ※三重県資料「活断層の位置情報の整備に関する調査研究(H18成果)」より									
地権者同意の見込み	有り									
周辺地域の状況	・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の陳情書提出(H20.3.21) ・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の申し入れ書提出(H20.5.22) ・上ノ村自治会から計画反対の旨の書面提出。(H20.5.27) ・上佐田自治会、中佐田自治会、口佐田自治会(連名)から計画反対の旨の陳情書提出(H20.6.9) ・ハツ山自治・区長会から「津市白山町垣内地区内で計画される「ゴミ新最終処分場」に「絶対反対」であることの署名簿」提出(H20.6.25) ※概要は「(3)その他」参照									
申請地から最寄の民家 までの直線距離	1.3km									
申請地から最寄の公共 施設(学校、病院等)ま での直線距離	約4km(倭小学校)									
申請地から市役所本庁 舎までの距離	約2.9km									
市内各地域における処 理対象物の排出量 (H16実績)	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	33,429t	8,427t	1,756t	1,613t	399t	1,361t	768t	1,789t	1,520t	759t
市内各地域から白銀環 境清掃センターまでの 主な運搬経路の距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	8km	5km	17km	14km	8km	10km	13km	9km	17km	30km
市内各地域から申請地 までの主な運搬経路の 距離	津 地域	久居 地域	河芸 地域	芸濃 地域	美里 地域	安濃 地域	香良洲 地域	一志 地域	白山 地域	美杉 地域
	32km	21km	35km	28km	17km	25km	29km	19km	9km	21km
申請地までの運搬コス ト見込み	1,404百万円/年									
申請地の近傍主要道	国道165号線									
申請地の近傍河川	垣内川(一級河川)									
申請地の文化財の有無	無し									
申請地の地形	主に山地の斜面部									
申請地の土地利用状況	山林									

項 目	内 容
申請地における過去の 自然災害の状況	○申請地内における風水害：特に甚大な被害無し (申請地周辺における過去の主な風水害) ・昭和34年9月26日(台風第15号)※伊勢湾台風 ・昭和46年8月8日(台風第23号) ・昭和46年9月26(台風第29号) ・昭和57年7月31日～8月3日(台風第10号と低気圧による大雨) ・平成5年11月13日(台風第14号)
	○申請地内における地震災害：特に甚大な被害無し (津市及びその周辺における過去の主な地震) ・昭和19年12月7日 震度6(地域・震源)熊野灘・東南海地震 ・昭和20年1月13日 震度5(地域・震源)渥美湾・三河地震 ・昭和21年12月21日 震度5(地域・震源)紀伊半島沖・南海地震 ・平成16年9月5日 震度5弱(地域・震源)紀伊半島南東沖 ・平成19年4月15日 震度5弱(地域・震源)三重県中部
申請地の悪臭・振動・ 騒音に係る規制の有無	悪臭：規制無し 振動：規制有り(三重県生活環境の保全に関する条例) 騒音：規制有り(")

(2) 地元説明会、先進地視察等の実施状況

年 月 日	内 容	対 象 者	場 所
H-1と同じ			

(3) その他

その他特筆事項	・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の陳情書の提出有り。(H20. 3. 21) 〔要旨〕 ハツ山地区を縦断する河川の上流への計画は理解できない。特に米のブランド価値が下がることを恐れる。 水道水源地での計画であり納得できない。 大災害時に悪水が洩れる恐れがある。絶対安全な施設は不可能。ダイオキシンなどの公害は白山町内に持ち込まないでほしい。 ハツ山地区での民間の計画に拍車がかかる恐れがあるので、この計画を白紙にしてほしい。 ・「新最終処分場を考える会」(代表：上ノ村地区在住)から、垣内自治会からの応募に関し、関係地区における実情の情報提供及びこれに基づく市の民主的で公正な判断を求める意見書の提出有り。(H20. 5. 13) ・ハツ山自治・区長会から計画反対の旨の申し入れ書の提出有り。(H20. 5. 22) 〔要旨〕 (H20. 3. 21付け提出の陳情書に同じ。) ・上ノ村自治会から計画反対の旨の「津市最終処分場に関する自治会の判断について」の提出あり。(H20. 5. 27) 〔要旨〕 平成20年5月26日開催の上ノ村自治会臨時総会結果に基づき、垣内自治会申請の最終処分場に反対する。 (手続きに関する考察) ・地元手続きの非民主性・上ノ村の立場と基本的考え・申請内容の不備(実質的な考察) ・農産業への悪影響・水資源への悪影響・市の基本方針との矛盾・青山高原の観光価値への悪影響・まちづくり構想に対する考え・日常生活への影響・安全性への不安・裁判沙汰の懸念 (提言) ・施設を機能により分割し、ゴミを集積する場所は極力市の中央部に設けてランニングコストの大幅な削減を図ること。 ・合併によって市が有する多くの土地の活用を検討すること。 ・最終埋立地は、海岸が望ましいこと。 ・上佐田自治会、中佐田自治会、口佐田自治会(連名)から計画反対の旨の陳情書の提出有り。(H20. 6. 9) 〔要旨〕 ・隣接地域住民に対し説明の無いこと。 ・生活用水、灌漑用水等として取水する河川の上流域への計画であり理解できない。「美味しい佐田の米」へのイメージダウンになる。 ・候補地は「布引山地東縁断層帯」西部にあるため、このような大きなリスクを伴う地域は、計画地から避けるべき ・垣内自治会からH20. 5. 27付け上ノ村自治会から提出された「津市最終処分場に関する自治会の判断について」の内容の一部が真実と異なる旨の報告書の提出あり。(H20. 6. 9) 〔要旨〕 ・候補地の申請は、関係者の意向が確認されないままなされているとのことに対する異論。 ・<u>上ノ村自治会から「津市最終処分場に関する市の姿勢についての質問」の提出有り。(H20. 6. 16)</u> 〔要旨〕 ・<u>上ノ村地籍の扱いについて</u> ・<u>申請手続きに関する事実調査について</u> ・<u>上ノ村の反対表明の扱いについて</u> ・<u>市長の姿勢について</u>
----------------	---

	・「<u>新最終処分場を考える会</u>」（代表：上ノ村地区在住）から「<u>津市最終処分場の候補地に関する確認</u>」の提出有り。（H20.6.16） 〔要旨〕 ・申請の適正に関する重要な事実の確認について ・実質上の問題点の確認について ・選定委員会に関する確認について ・今後の取り組み姿勢についての確認について ・ハツ山自治・区長会から「津市白山町堀内地内で計画される「<u>ゴミ新最終処分場</u>」に「<u>絶対反対</u>」であることの署名簿」の提出有り。（H20.6.25） 署名者数：1, 358名
--	--

HPでの公表状況

事業主体	福島市	津市
検討組織	選定委員会	選定委員会
埋立容量	約 200,000m ³	約 180,000m ³
選定方法	市が選定	公募
選定方法の 公表の有無	○	○
選定方法の 公表時期	第1回選定委員会で概略を公表。 その後は、評価方法、評価結果を 随時公表。	選定委員会で検討した内容を随時 公表。
選定方法の 公表内容	○具体的な評価方法 ○評価結果（候補地は番号で表現） ※ 1～16P参照	○具体的な評価方法 ○評価結果 ※ 17～45P参照
候補地の公表	1か所に絞り込み後公表	当初から、公募のあった 4か所を公表

宇都宮市	穂高広域施設組合
選定委員会	選定委員会
約 290,000m ³	15,400～52,500m ³
市が選定	組合が選定
○	○
用地選定と平行して作成した基本構想の中で概略を説明。 その後は、選定の箇所数を随時公表。	3 か所に絞り込み後に公表。
○主な評価方法 ○評価結果（箇所数を報告） ・1 次候補地（候補地の基本的要件を満たす場所） 既存資料による調査 ・都市計画、環境等の法律・条例の規制 ・地形勾配、必要面積等 ⇒60 箇所を抽出（平成 25 年 2 月） ・2 次候補地（候補地として適している場所） 現地確認及び既存資料による調査 ・水道水源・学校からの距離 ・地形・地質等の状況 ⇒60 箇所から 10 箇所に絞り込み（平成 25 年 8 月） ・最終候補地（候補地として最も優れた場所） 以下の 5 つの評価分野の総合評価（点数化、順位付け） ・生活環境 ・自然環境 ・地形・地質 ・経済性 ・その他最終処分場の立地に関し配慮すべき事項 ⇒1 箇所に選定（平成 26 年 6 月）	○具体的な評価方法 ○評価結果（3 か所に絞込むまでは文言で整理） ※ 49～75 P 参照+
1 か所に絞り込み後公表	3 か所に絞り込み後公表

穂高広域施設組合
最終処分場検討委員会

報 告 書
(概 要 版)

平成 21 年 11 月

最終処分場検討委員会

合 併 財 務 報 表
合 併 損 益 表 附 註

單 位：百 萬 元

附 註 三、四、五

合 併 報 告 期 內 分 公 司 數

目 次

1.	はじめに	1
2.	最終処分場検討委員会	3
2.1	検討委員会概要	3
2.2	検討委員会経緯	3
3.	最終処分場の必要性	5
3.1	最終処分場の必要性	5
3.2	最終処分場のシステム	6
4.	最終処分場候補地選定	7
4.1	最終処分場の基本方針・基本条件	7
4.2	選定フロー	7
4.3	一次候補地の選定	9
4.4	最終候補地の比較選定に向けて	12
4.5	一次候補地の比較評価	16
4.6	候補地追加の要望について	19
4.7	候補地の選定結果	22
5.	おわりに	23

1. はじめに

本検討委員会に先立つ穂高広域施設組合処理施設検討委員会は、平成 17 年 4 月から 2 年間にわたって計 19 回の会議、現委託先の最終処分場施設と他県の堆肥化施設・溶融炉施設などの現地視察を重ね、穂高広域の一般廃棄物処理基本計画を平成 19 年 6 月にまとめ報告しました。この委員会の役割は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って上記計画をまとめるということであり、その重点の一つは、ごみ処理の現状を見直し今後の減量計画および再資源化計画の指針を策定することでした。またもう一つがこれまで焼却灰等の最終処分施設を域内にもたず、県内・県外の民間の施設に処理委託してきたことに対し、今後最終処分地をどう考えるかという問題でありました。

穂高広域施設組合がある安曇野のすぐれた自然環境・美しい空気と水を保全するためには、循環型地域社会を実現し個人・団体・事業所・各行政単位でのさまざまな取り組みで、ごみの排出量と中間処理・最終処分量を極力抑制することが不可欠であることは言うまでもありません。しかし、計画に従っても最終的に残る廃棄物が日量 6~8 トン発生します。これについては環境への影響を十分に配慮し、適切に処分を図って行かなければなりません。

処理施設検討委員会の報告書では、排出者責任を果たすためには、焼却残渣等を埋め立て処理する最終処分施設を構成市町村の域内に整備する「自区内処理の原則」に立つことが望ましいと判断しています。最終処分施設が公的なものであっても、民間企業であっても、他の地域にごみ処理の負担を押し付けない。また、住民の目の届くところに施設を設けることで安全の確保とごみ減量化への動機付けを図るという、この「自区内処理の原則」を第一に採用したからです。

第二に原則とされたことが「公平負担の原則」です。最終処分施設を含め廃棄物処理施設は、たとえ規模が小さいものであっても排水・騒音・臭気・交通・景観など、周辺環境に少なからず影響を及ぼすと考えられ、しばしば迷惑施設とされています。施設のあり方については最善を尽くすことを前提に、できる限り住民が均しく負担することを提案しています。この原則の基に、最初の立地は人口が最大でもっとも多くのごみが排出されている安曇野市内に求めることが提起されました。

平成 20 年 4 月に発足した本「最終処分場検討委員会」は、以上の報告書に基づいて立地候補地を選定することが任務でありました。新しい委員会には前検討委員会から継続して 5 名の方に委員として再度加わっていただき、新たに有識者 2 名と安曇野市在住の住民の方から 8 名の公募委員をお願いし、ほぼ毎月 1 回のペースで 20 年度に 14 回、また委員会が延長された 21 年度には 5 回の委員会を開催しました。この間、週日の日中にあらためて現委託先や先進事例の最終処分場の実地見学を行い、平成 20 年 11 月に候補地を 3 箇所絞り込んでから候補地の現地視察を行いました。また、委員会での検

討で不十分な観点を補うことを目的として、住民との意見交換会を2回（平成21年1月）開催しました。

平成21年2月、委員会は住民との意見交換会を通して、住民への説明が未だ十分でないと判断し、当初3月に出すとしていた答申を半年間延期することを決しました。これに基づき、平成21年度には意見交換会で出された案件のうち、とくに希少生物と地質に関する補足調査を行うとともに、本組合による候補地地域への説明会が計5回開催されました。なお、補足調査には地質を専門とする委員が、また説明会には各委員が自主的に参加しています。

候補地選定は不利益が絡むイメージの強い非常にデリケートな作業です。このために、とくに地域からの公募委員の客観的な発言や判断の自由を保証するために、委員会のほとんどを非公開とせざるを得ませんでした。意見交換会ではこのことをもって、「絞込み作業が不透明」とのご批判がありましたが、できる限り客観的に進むように行なったつもりです。

予備候補地の選定においては、委員会内で1委員2地区を担当し、市内5地区を対象に地図と航空写真を基本とし、地元出身の委員の意見を参考に6人ずつのグループで合議・選定する作業を行いました。選ばれた予備候補地10箇所の選定理由は全体委員会で確認しました。その後10箇所については、予備評価表に従って点数をつけ相互比較しましたが、その差が特に有力な候補地のあることを示さないことを確認した上で、必ずしも点数にこだわらず各地区1箇所への絞込みを全体委員会でいたしました。こうして出された5箇所のうちに「最適な地点」というものが定まらなかったため、その後の3箇所への絞込みに際しては「公平負担の原則」を適用し、組合設置の穂高クリーンセンター及びし尿処理施設が立地する穂高地区と旧三郷村一般廃棄物最終処分場が立地する三郷地区を除外しました。

今年度に入ってから補足調査の結果を吟味し、意見交換会等で出された項目を考慮に入れて評価表を精査しました。この評価表に従って算出したそれぞれの候補地のポイントに基づき最終候補地を選定いたしました。

ここに最終処分場検討委員会における検討結果を取りまとめ、報告致します。

平成21年11月30日

穂高広域施設組合最終処分場検討委員会
委員長 福島和夫

2. 最終処分場検討委員会

2.1 検討委員会概要

「穂高広域施設組合最終処分場検討委員会」（以下、「委員会」という。）は、平成 20 年 4 月に設置されました。

これより以前には、「穂高広域施設組合処理施設検討委員会」が平成 17 年 4 月より全 20 回、「最終処分場用地選定作業部会」が平成 17 年 6 月より全 4 回開催され、「一般廃棄物処理基本計画」「一般廃棄物最終処分場整備基本構想」「一般廃棄物最終処分場用地選定」が報告されています。

本委員会は、ここで報告された「一般廃棄物処理基本計画」や「一般廃棄物最終処分場整備基本構想」等を基に、穂高広域施設組合（以下「組合」という。）が計画する一般廃棄物最終処分場の施設建設に関する事項を協議するために設置されました。

委員会は、平成 20 年よりほぼ毎月 1 回の頻度で開催し、最新事例の視察や現地調査を含め、合計で 19 回を開催しました。

表 2-1 穂高広域施設組合における委員会・報告

項目	委員会名・報告書名	開催年月・報告年
委員会	処理施設検討委員会	平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月
	最終処分場用地選定作業部会	平成 17 年 6 月～平成 17 年 11 月
	最終処分場検討委員会	平成 20 年 4 月～平成 21 年 11 月
報告書	一般廃棄物処理基本計画	平成 19 年 6 月
	一般廃棄物最終処分場整備基本構想	平成 19 年 6 月
	一般廃棄物最終処分場用地選定	平成 19 年 6 月
	最終処分場検討委員会報告書	平成 21 年 11 月

委員会は、学識者と有識者の他、8 名の公募委員からなります。

委員の公募につきましては、住民参加型で選定を行うこととし、組合ホームページ及び広報にて公募を行った後、応募された安曇野市在住の住民の方 8 名を選定しました。

2.2 検討委員会経緯

本委員会は平成 20 年 5 月に第 1 回委員会を開催し、最新施設の視察や住民意見交換会を行いながら、約 1 年半にわたり協議を進めてきました。

当初、本委員会は平成 20 年度で終了する予定でした。しかし、平成 21 年 1 月に開催した住民意見交換会での住民の方の意見を元に、組合、委員会で協議を行った結果、地すべり等について補足調査を行いながら、最終候補地について検討することが望ましいとの結論となり、平成 21 年 11 月まで会期を延長することとなりました。

その結果、委員会は約 1 年半、合計 19 回の委員会を開催しました。

表 2-2 最終処分場検討委員会開催経緯と主な内容

委員会		開催日	主な内容
平成 20 年 度	第1回	平成20年 5月 7日	学識者・有識者委嘱書交付 正副委員長選出 等
	第2回	平成20年 5月 26日	公募委員の選考 等
	第3回	平成20年 6月 9日	公募委員委嘱書交付等 基本計画、基本構想等の説明等
	第4回	平成20年 7月 7日	現地視察 等
	第5回	平成20年 8月 11日	候補地選定の進め方について
	第6回	平成20年 9月 1日	予備候補地の抽出 等
	第7回	平成20年 10月 10日	予備候補地について 等
	第8回	平成20年 10月 29日	候補地の絞り込み 等
	第9回	平成20年 11月 10日	候補地の絞り込み 等
	第10回	平成20年 12月 13日	現地確認 住民意見交換会の進め方
	第11回	平成21年 1月 19日	住民意見交換会
		平成21年 1月 21日	住民意見交換会
	第12回	平成21年 2月 9日	住民意見交換会内容確認 等
	第13回	平成21年 3月 2日	最終処分場候補地選定について
	第14回	平成21年 3月 27日	最終処分場候補地選定について
平成 21 年 度	第15回 (平成21年度第1回)	平成21年 7月 6日	住民説明会の概要説明 候補地比較評価表の協議
	第16回 (平成21年度第2回)	平成21年 7月 27日	現地調査の報告 候補地比較評価表の協議
	第17回 (平成21年度第3回)	平成21年 8月 31日	補足調査の報告 候補地比較評価表の協議
	第18回 (平成21年度第4回)	平成21年 9月 28日	候補地比較評価表の協議 候補地追加の要望について
	第19回 (平成21年度第5回)	平成21年 10月 26日	最終報告(案)の協議

3. 最終処分場の必要性

3.1 最終処分場の必要性

組合の最終処分の方針は、「一般廃棄物処理基本計画」にて、以下のように示されています。

[最終処分計画の方針]

循環型社会の構築を踏まえた減量化・資源化施策の実施により、ごみ処理量及び埋立処分量の低減化に努め、安全かつ安定的な最終処分を行います。

組合は、独自の最終処分地施設を所有していません。このため、組合の中間処理に伴い発生する焼却灰等の残渣の最終処分は、全て民間への委託により行っています。その委託料は年間約1億円になっています。

これまで、組合の委託先は組合圏域外に所在しており、結果的に、組合管内から発生する一般廃棄物の処理処分を、他の地域に負担してもらっています。このことは、単に他地域に負担を依存しているということだけではなく、施設が目の前に無いことからくる、ごみに対する意識低下をもたらすことも懸念されます。

また、一般廃棄物の適正な処理・処分の責務は市町村にあり、最終処分された一般廃棄物焼却灰等も、将来にわたって、市町村が責任を負うことになります。

最終処分地施設は、埋立が完了しても周辺環境への影響を最小限にとどめるため、施設から発生する汚水等を監視・処理する浸出水処理施設を維持管理していく必要があります。民間においては、このことが少なからず負担となります。過去には、本組合から民間業者へ処分委託された廃棄物が不法に投棄されるという問題があり、一時補償金にとどまらず将来的にも禍根を残す典型的な事例となっています。

以上のことから、本組合においては自ら出したごみは自ら処理処分する自区内処理を原則とし、管内において最終処分地施設を確保し、将来にわたって適正に管理していくことを基本とします。

[自区内処理の原則]

自ら出したごみは自ら処理処分する「自区内処理」の原則のもと、管内において最終処分地施設を確保し、将来にわたって適正に管理していくことを基本とする。

3.2 最終処分場のシステム

最終処分場のオープン型と被覆型のタイプ選定については、次のようにまとめられています。

建設予定地が決定していないことや、本地域は比較的降雨量が少ないことから建設費や維持管理費において明確に優劣を付けることは困難な状況にあります。しかし、環境への負荷、維持管理性、跡地利用等では被覆型処分場が優れていると思われます。よって、最終処分場タイプは被覆型処分場で計画を行います。

※被覆型処分場

埋立地の上部を上屋または人工地盤で被覆した管理型最終処分場の総称。「クローズドシステム処分場」、「クローズド型最終処分場」、「CS処分場」、「屋根付き処分場」とも呼ばれる。本委員会、報告書においては「被覆型処分場」として統一しています。

4. 最終処分場候補地選定

4.1 最終処分場の基本方針・基本条件

最終処分場の候補地選定についての基本方針や基本条件は、「一般廃棄物最終処分場整備基本構想」にて、次の通りとされています。本委員会においては、これを基本に検討をすすめました。

[基本方針]

- ① 基準に適合し、環境保全対策を行った施設。
- ② 環境へのリスクに適性に配慮した施設
- ③ 地域へのメリットとなる地域還元策に配慮した施設
- ④ 地域と情報を共有する施設
- ⑤ 経済性に配慮した施設

[基本条件]

施設の種類：管理型一般廃棄物最終処分場

(遮水機能を有し、浸出水を処理施設で処理する処分場)

埋立期間：平成25年～平成39年(15年間)

埋立対象物：焼却灰、不燃残渣、破碎不燃

(いずれも生活系ごみ主体の一般廃棄物で、産業廃棄物は対象外)

施設規模：15,400～52,500m³(処分量は中間処理方式により異なる)

搬入台数：1日当たりの搬入量は4～12tで、搬入台数は2～4台

必要敷地面積：2ヘクタール以上(地域還元施設等の付帯設備を除く)

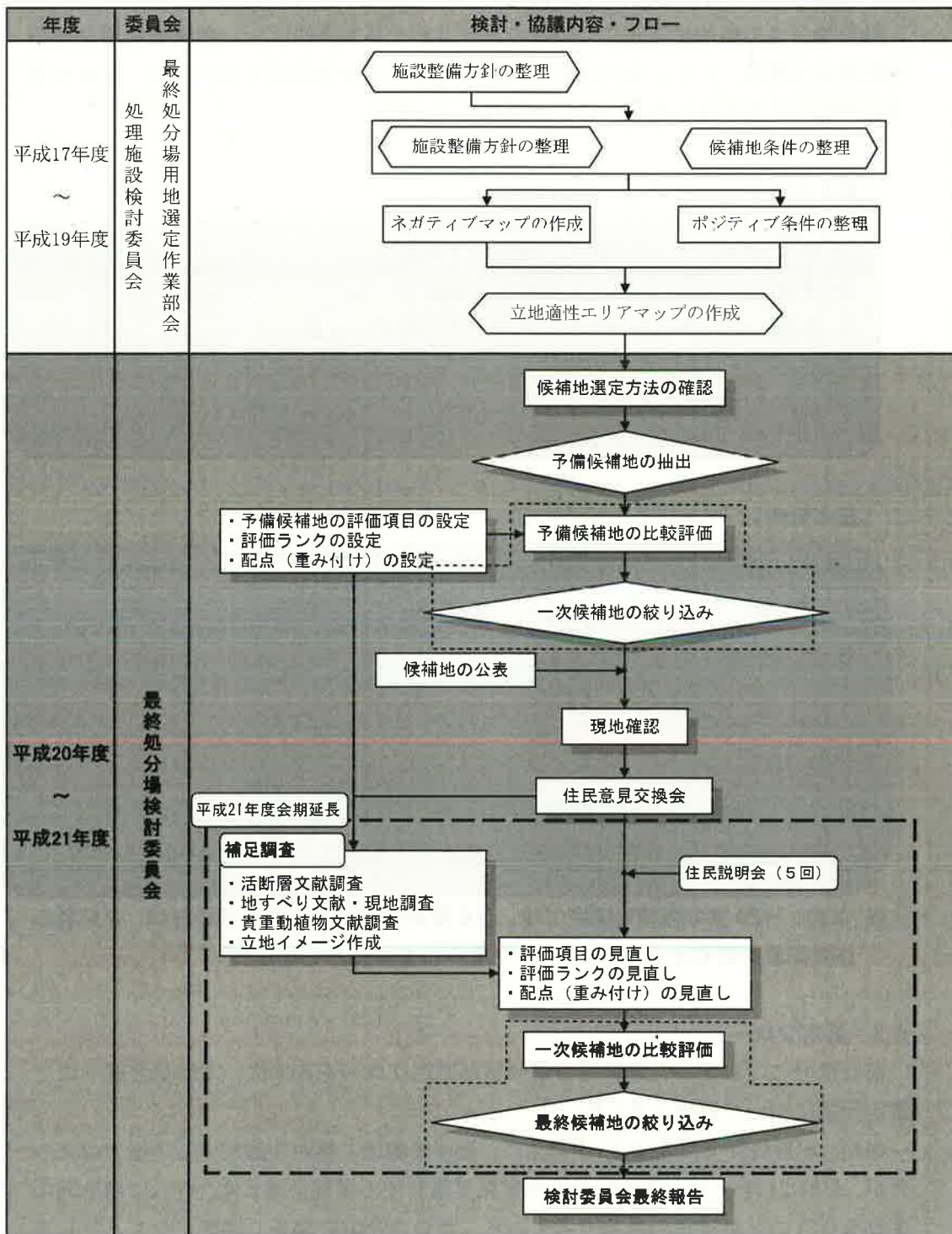
※ なお、H20度の候補地選定では、必要敷地面積を地形や用地の形状、処分場の施設配置の観点から約3～3.5ヘクタールを目安としました。

4.2 選定フロー

前委員会にて設定した最終処分場候補地選定フローを基本に、本委員会前半にて選定手順について協議しました。

当初、本委員会では平成20年度末に、最終候補地1箇所を選定する予定でしたが、平成21年1月に開催した住民意見交換会での意見を踏まえ、さらに補足的な調査を行うことが望ましいとの考えから、委員会会期を延長し協議することとしました。その結果、最終的に表4-1に示す選定フローとなりました。

表 4-1 最終処分場候補地選定フロー（最終）



4.3 一次候補地の選定

4.3.1 一次候補地の選定方法

最終的な処分場候補地を比較評価する数カ所の候補地（一次候補地）を選定するにあたり、まず予備候補地を選定しました。

予備候補地の選定方法は、委員会にて協議した結果、以下の方法・手順にて行うこととしました。

- ① 安曇野市を適性エリアマップにて区分されている5地区に区分する（報告書参照）。
- ② 各地区を知る委員を基本に、選定グループを編成する（各委員は2地区を担当）。
- ③ 各グループで、適性エリアマップや地形図、航空写真を確認しながら、候補地2箇所を抽出。
- ④ 委員会全体にて、各地点について再確認を行い、予備候補地を選定する。

予備候補地は、上記の方法にて協議した結果、各地区2箇所ずつ計10箇所を選定しました。

次に、この10箇所から、最終的に比較評価するための一次候補地を抽出する作業を行いました。

作業は、各予備候補地それぞれに対し、施設建設に伴う影響や制約について評価することとしました。但し、それぞれの項目には重みを付け、特に比重をおいて考慮する事項を委員会にて協議しました。その結果、特に比重を置くものとして、生活環境に関する事項(25%)、自然環境に関する事項(25%)、災害防止に関する事項(17%)とし、合計68%の比重を置くこととしました。

その他の、土地取得性、施工性、建設運営管理、給水条件等についても建設にあたっての重要事項ではありますが、上記に比べて配点を低く抑えることとしました。

表 4-2 予備候補地の検討項目と重み付け

評価基準	評価項目	評価内容	配点	
生活環境	景観保全機能（変化のインパクト）	立地による周辺地域からの景観変化へのインパクト	4	25
	生活圏近接度	候補地周辺集落との距離	4	
	周辺民家との距離	候補地に最も近い民家との距離	5	
	周辺の学校・病院等との距離	候補地周辺の学校・病院等との距離 （学校、保育園、幼稚園、病院、福祉施設等）	5	
	同一地区における周辺公共施設の数	同一地区内における公共施設の数 （公共施設、清掃工場、下水処理場、火葬場）	4	
	下流側上水道水源（表流水）との距離	下流側の下水道水源（表流水）との距離	3	
自然環境	下流河川類型	下流河川の環境基準値を定めた水域類型	3	25
	周辺土地利用	周辺の土地利用現況	3	
	候補地土地利用	候補地の土地利用現況	3	
	地盤条件	候補地の地盤状況	7	
	下流側上水道水源（地下水）との距離	下流側の下水道水源（地下水）との距離	4	
	周辺の貴重動植物	既存資料による周辺の貴重動植物への影響	5	
土地取得	土地所有区分 農業振興地区	候補地の公有地・私有地・混合の所有区分 農用地の有無	3 3	6
災害危険	土地保全機能（土砂災害・浸水被害）	土地の土砂災害・浸水被害発生危険性	5	18
	造成による災害危険性	造成による災害発生危険性	6	
	活断層との距離	推定される活断層との距離	7	
施工性	造成規模	造成の形態による容易性・施工規模	5	14
	敷地内場内取付道路施工規模	敷地内の取付道路建設の必要性・容易性	3	
	雨水排水路整備規模	下流側排水路の有無と改修整備の必要性の有無	3	
	地盤による施工性	地盤状況による施工性	3	
建設運営管理	運搬道路の改修規模	搬入・退出ルートとなるアクセス道路の問題点	4	9
	運搬距離	関連施設からのアクセス距離	5	
給水条件	水源の確保	用水の給水条件	3	3
評価点計			100	
(生活・自然・災害) 計			68	

予備候補地 10 箇所について、評価項目に基づき点数化を行いました。

その結果、50 点弱の候補地が 1 箇所ありましたが、その他は、65 点から 75 点程度の間に分布する結果となり、格別に点数が高く、最終処分場としての適性が高い候補地はないことを確認しました。

一次候補地を選定するにあたっては、委員会の中で協議・検討を行い、以下のような考え方から 3 箇所を選定しました。

- ◆ 同じ地区から 2 カ所の候補地を選ばないことを原則とし、各地区 5 箇所を選定した。
- ◆ 穂高地区の候補地は、極端に適性が高いとは言えない。また、現在の穂高クリーンセンター（焼却施設）の建替えが穂高地区で行われるということになっていることは考慮すべき事項である。
- ◆ 三郷地区の候補地も、同様に極端に適性が高いとは言えない。また、現在、三郷地区には最終処分場があり、稼働していることは考慮すべき事項である。
- ◆ 穂高地区や三郷地区が、他と比べて適性が極端に高いならば、一次候補地になる可能性はあるが、特に差があるわけではないことを考えると、「公平の原則」から、一次候補地としては穂高地区と三郷地区の候補地は除くこととする。
- ◆ この 3 カ所を提案し、地元の方の意見を伺うこととする。

4.3.2 一次候補地の選定結果

前述した検討の結果、予備候補地から「明科候補地」「豊科候補地」「堀金候補地」の3箇所を一次候補地として選定し、公表しました。



図 4-1 一般廃棄物最終処分場 一次候補地 位置図

4.4 最終候補地の比較選定に向けて

選定した一次候補地から最終候補地の選定を行うにあたり、委員会では、現地調査や住民意見交換会、また、住民意見交換会での意見を参考としての補足調査、希少動植物資料の確認などを行いました。

4.4.1 現地確認

選定した一次候補地の現地確認を第10回委員会（平成20年12月13日）に行いました。

4.4.2 住民意見交換会

住民意見交換会は第11回委員会として平成21年1月19日と21日の両日に行いました。

住民意見交換会は、委員会の当初から組合に要望したものです。

住民の方のご意思に基づき、様々なことを決めていくということは基本と考えます。よりよい最終処分場計画とするため、賛成や反対などの色々な意見を聞き、その中で、この安曇野市を中心とする穂高広域全体の将来を考えていきたいという考えから意見交換会を開催しました。

各意見交換会には、延べ211人の住民の方に参加していただきました。厳しいご意見もありましたが、この意見交換会での意見を考慮に入れて、改めて最終候補地の選定作業を行いました。

表 4-3 意見交換会開催日程

月日	場所	対象候補地の地域
平成21年1月19日(月)	豊科ふれあいホール	全域(豊科・堀金・明科)
平成21年1月21日(水)	穂高クリーンセンター ごみ焼却施設会議室	全域(豊科・堀金・明科)

4.5.3 補足調査

住民意見交換会にて、施設建設に係わる事項の中で、ご意見の多かった「活断層」と「地すべり」に関する事項について、下記に関する補足調査を実施しました。

○ 第1次候補地に係る活断層調査

3地域の活断層に関する技術的文献資料を調査し、資料ごとに3候補地と活断層の距離を整理する。

○ 第1次候補地に係る地滑り状況調査

3候補地及びその周辺について、急傾斜地崩壊危険区域図や地滑り防止区域図、土石流到達危険区域図等を整理し現地確認する。

表 4-4 候補地の活断層・地滑り・土砂災害危険箇所の要約

項目	活断層	地滑り (空中写真判読結果)	土砂災害危険箇所		
			地滑り 危険箇所	急傾斜崩壊 危険箇所	土石流 危険溪流
明科	西方2.3kmに松本盆地東縁断層(活動セグメント神城)が位置する。本断層は東傾斜の衝上断層と考えられている。	候補地山体の南北両側の下部斜面に小規模な地滑り地あり。山体頂部はもともと段丘の平坦面であり、安定していると推定される。	候補地は全体に地滑り危険箇所に含まれている。	候補地山体の斜面にはない。	候補地の南北両側の沢は土石流危険溪流であるが、候補地に土石流災害が及ぶ可能性はない。
豊科	西方0.8kmに松本盆地東縁断層(活動セグメント神城)が位置する。本断層は東傾斜の衝上断層と考えられている。	約300m未満の直上流・右岸側斜面に明瞭な滑落崖および移動塊がある(幅150m、長さ250m以上)。	1km以内には指定された箇所はない。	候補地に隣接する東西両側の山体の、道路に面する斜面は危険箇所に指定されている。	候補地の0.6km以内にはない。上流側に小規模な危険溪流があるが、候補地に災害が及ぶ可能性はない。
堀金	西方0.4kmに确实度Ⅲの活断層があるが、この断層が存在する根拠は殆ど示されていない。また、西方2.4kmに常念岳断層(活動セグメント常念岳)が位置する。常念岳断層は西傾斜の逆断層である。	西方0.7km以内の斜面下部に、古い地滑り(岩滑り)による移動塊の可能性が認められる。幅400m程度の大きな岩体であるが、既に安定していると推定される。	なし。	西方約0.3kmの下部斜面は危険箇所に指定されている。	候補地に災害を及ぼす溪流はない。

4.5.4 市内動植物文献調査

安曇野市内の動植物に関する情報として、既存の国、県、市等の調査報告書や、旧町村誌等を整理しました。なお、今回整理した動植物情報は文献資料上のもので、現地調査により実際に確認したものではありません。

[明科候補地]

明科候補地周辺では、絶滅危惧Ⅱ類や純絶滅危惧の植物 5 種、両生類 1 種、哺乳類 1 種が文献上にて確認されている。

[豊科候補地]

豊科候補地周辺では、絶滅危惧Ⅰ類やⅡ類、留意種などの底生動物 3 種、植物 4 種、鳥類 4 種、昆虫類 12 種が文献上にて確認されている。

なお、この内、絶滅危惧Ⅰ類のコバネアオイトトンボについては、現在発行されている長野県のレッドデータブックでは、安曇野市に記載されておらず、また、日本トンボ学会の資料でも、安曇野市にて生息を記す資料はありません。

[堀金候補地]

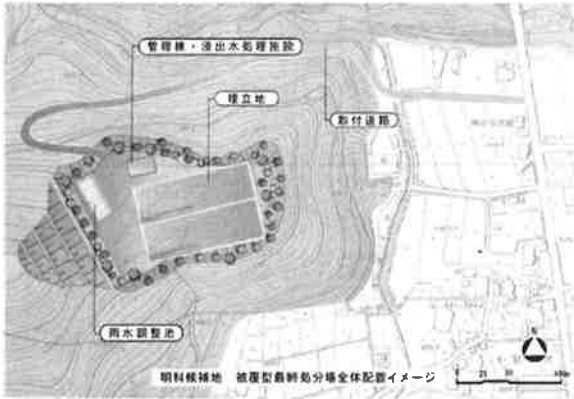
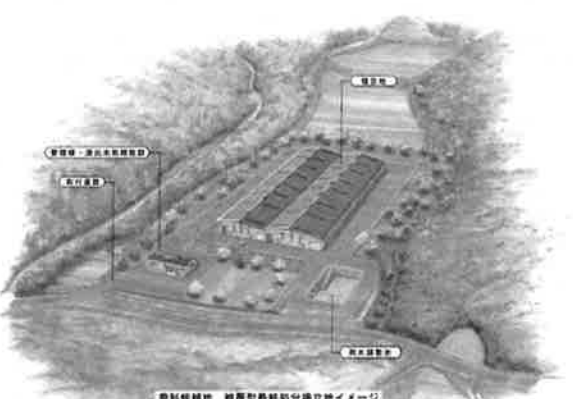
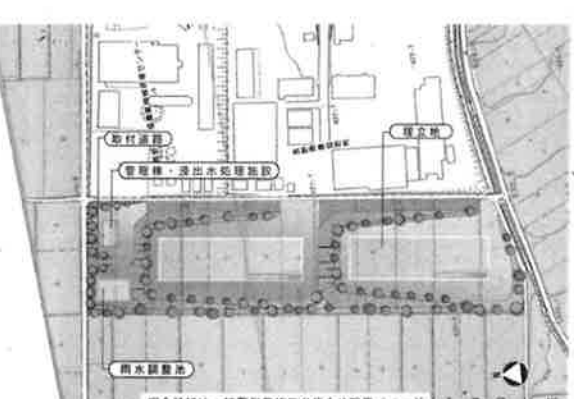
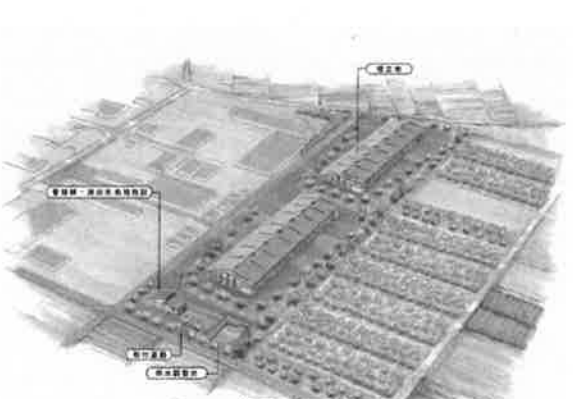
堀金候補地周辺では、絶滅危惧Ⅱ類や留意種等の植物 2 種、昆虫類 6 種がそれぞれ文献上にて確認されている。

なお、堀金候補地周辺については、委員会や聞き取り調査により、文献では確認されていない絶滅危惧Ⅰ類の昆虫の存在について把握しています。

4.5.5 景観・配置イメージ図

選定している 3 候補地について、地形条件等を踏まえ、景観・配置イメージスケッチを作成しました。

表 4-5 第一次候補地の被覆型最終処分場の立地イメージ

候補地	候補地航空写真 〔地質現地調査考察〕	全体配置イメージ図	鳥瞰イメージ図	敷地面積・施設構成・埋立地構造緒元 跡地利用可能性考察	処分場立地構造考察
明科	 ① 採取場が位置する山体は大規模で、採土場には比較的堅硬な泥岩が分布しているため、地耐力に問題はないと思われる。 ② 下部斜面には数箇で地すべり地が認められる。これら地すべりは活動していないが、搬入道路整備に際しては不安定化しないよう対策工法が必要。	 【明科候補地 被覆型最終処分場 全体配置イメージ】	 【明科候補地 被覆型最終処分場 立地イメージ】	【敷地面積】約 2ha (取付道路、採土場現有西側法面除く) 【施設構成】 埋立地、管理棟・浸出水処理施設、雨水調整池 【埋立地構造】 埋立地構造：鉄筋コンクリート構造 埋立地寸法：幅 35m×長 110m×深 7m×2 基 埋立面積：7,700m² 埋立地容量：53,900-1,400(スラブ)=52,500m³ 被覆設備：鉄骨折板葺き(全体被覆) 【跡地利用可能性考察】 南陸郷集落が近く地域活用としてインドアスポーツ施設、農業用倉庫、緊急避難場所や、その他として防災倉庫等の可能性が考えられる。	① 現況は採取場。 ② 採土場面積が比較的小さいため埋立地は鉄筋コンクリート構造で深い構造としている。 ③ 取付道路延長は、国道 19 号からは約 520m。山裾からは約 400m で、高低差約 57m。現況道路の拡幅主体の改修となる。 ④ 採取場の現況地盤高は+578m で、埋立地は 2m 分を埋設して設置。周囲を 5m 盛土して敷地高を+583m とし、埋立地天端と同レベルとする。 ⑤ 5m 盛土の外周法面には高木植栽を行う。
豊科	 ① 採土場には堅硬な泥岩が分布しているため、地耐力に問題はない。 ② 西側の山体及び、採土場奥の山腹西面表層は弛みが顕著で、表層崩壊の発生が懸念されるが、前者は候補地との間に深い沢があり、後者は西側沢方向に向くため、崩積土塊が候補地内に流入する可能性は低いと思われる。	 【豊科候補地 被覆型最終処分場 全体配置イメージ】	 【豊科候補地 被覆型最終処分場 立地イメージ】	【敷地面積】約 3.5ha (奥部の採土場とその進入路除く) 【施設構成】 埋立地、管理棟・浸出水処理施設、雨水調整池 【埋立地構造】 埋立地構造：鉄筋コンクリート構造 埋立地寸法：幅 35m×長 110m×深 7m×2 基 埋立面積：7,700m² 埋立地容量：53,900-1,400(スラブ)=52,500m³ 被覆設備：鉄骨折板葺き(全体被覆) 【跡地利用可能性考察】 山間部で周辺集落とは 0.5~1km と、ある程度距離があるが生活道路でもある県道 57 号線に面し、地域活用としてインドアスポーツ施設、農業用倉庫、その他として、緊急避難場所や防災倉庫等の可能性が考えられる。	① 現況は採土場。 ② 奥部は採土途中状態で、奥部まで造成すると面積が広くなり大規模土工となるため、造成面積を小さくして採土場所からの離隔距離を確保した。 ③ 造成面積を小さくするため埋立地は鉄筋コンクリート構造。 ④ 東側沢の支流沢奥部で過去に地滑り有るため、緩衝幅確保。 ⑤ 敷地は現況地形を活用した 2 段造成。手前下段は+585m で管理棟・浸出水処理施設を配置し、搬入車はこの前を通り上段(+592m)に上がり埋立地へ進入する。
堀金	 ① 西側の山体は安定しており、候補地からの距離もあるため、斜面崩壊による影響は少ないと思われる。 ② 南側を西から東へ流下する鳴沢川は土地改良事業により流路が直角に曲げられているが、屈曲部には沈砂地が設置されているため、流下土砂が氾濫する可能性は低いと思われる。	 【堀金候補地 被覆型最終処分場 全体配置イメージ】	 【堀金候補地 被覆型最終処分場 立地イメージ】	【敷地面積】約 4.4ha 【施設構成】 埋立地、管理棟・浸出水処理施設、雨水調整池 【埋立地構造】 埋立地構造：補強盛土構造(法勾配 1:0.3) 埋立地寸法：幅(上 37m、下 33.4m) ×長(上 130m、下 126.4m)×深 6m×2 基 埋立面積：9,620m² 埋立地容量：54,190-1,500(スラブ)=52,690m³ 被覆設備：鉄骨折板葺き(全体被覆) 【跡地利用可能性考察】 隣接する集落はないが生活道路である県道 25 号線から近く、地域活用としてインドアスポーツ施設、農業用倉庫、その他として、緊急避難場所や防災倉庫等の可能性が考えられる。	① 現況は果樹園。 ② 敷地は南北に約 400m、東西に約 105m と細長く、高低差が+616~+630m と 14m あるため、敷地は 3 段造成(+616m、+623m、+630m)で埋立地は 2 分割としている。 ③ 面積が比較的大く土砂地盤と想定されることから、埋立地は経済的な補強盛土壁構造としている。 ④ 西側は畑地に隣接するため現況レベルで幅 5m の緩衝緑地帯を設置している。

4.6 一次候補地の比較評価

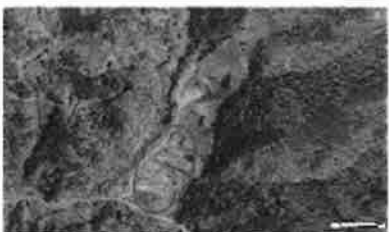
一次候補地の比較評価表については、予備候補地から一次候補地を選定した比較表を、住民意見交換会での意見、上記した補足調査結果等を踏まえ、再度見直しを行いました。

比較表における項目や点数については、平成 21 年度の委員会にて数回にわたり協議を繰り返しながら決定し、各候補地について評価を行いました。表 4-6 に比較評価項目・点数表を、表 4-7 に比較評価結果を示します。

表 4-6 最終候補地選定のための比較評価表

評価基準	評価項目	評価内容	評価ランク（質値）			配点	
			A (1.0)	B (0.5)	C (0.10)		
生活環境	景観保全機能（変化のインパクト）	立地による周辺地域からの景観変化へのインパクト（イメージ図により評価）	小さい	中位	大きい	4	27
	生活圏（集落）近接度	候補地と周辺集落との距離（生活圏と認められる集落との距離で、事業所は含めない）	500m以上	500～100m	100m未満	4	
	周辺民家との距離	候補地に最も近い民家との距離	500m以上	500～100m	100m未満	5	
	周辺の学校・病院等との距離	候補地周辺の学校・病院等との距離（学校、保育園、幼稚園、病院、福祉施設等）	1000m以上	1000～500m	500m未満	5	
	同一地区における周辺公共施設の数	同一地区内における公共施設の数（公共施設；清掃工場、下水処理場、火葬場）	無	1つ有	2つ以上有	4	
	1km圏内の民間産業廃棄物処理及び積替保管施設の数	1km圏内における民間の産業廃棄物処理及び積替保管施設の数（中間処理業者及び積替保管施設）	無	1つ有	2つ以上有	2	
	下流側上水道水源（表流水）との距離	下流側の上水道水源（表流水）との距離	無・3km以上	1～3km	1km未満	3	
自然環境	下流河川類型	下流側河川の環境基準値を定めた水域類型	B類型	A類型	A A類型	3	25
	周辺土地利用	候補地周辺の土地利用現況。（一般的な自然環境への影響として、山林の評価を低くしている）	荒地	農地	山林	3	
	候補地土地利用	候補地の土地利用現況（一般的な自然環境への影響として、山林の評価を低くしている）	荒地・開発済	農地	山林	3	
	地盤条件	候補地の地盤状況（地下水環境として、透水性の高い砂層を低評価としている）	岩	礫	砂・泥	7	
	下流側上水道水源（地下水）との距離	下流側の上水道水源（地下水）との距離（地下水源資料より評価）	無・3km以上	1～3km	1km未満	4	
	周辺の貴重動植物	既存資料による周辺の貴重動植物への影響（重要種の記録及び聞き取り調査からの評価）	低い	中位	高い	5	
土地取得	土地所有区分	候補地の公有地・私有地・混合の所有区分	公有地	公有私有混合	私有地	2	5
	農業振興地区	農業振興地区の有無	農用地区外	—	農用地区	3	
災害危険	土地保全機能（土砂災害・浸水被害）	土地の土砂災害・浸水被害発生の危険性（補足調査結果による評価）	低い	中位	高い	5	18
	造成による災害危険性	造成による災害発生の危険性（補足調査結果による評価）	低い	中位	高い	6	
	活断層との距離	推定される活断層との距離（補足調査結果による評価）	500m以上	500～50m	50m未満	7	
施工性	造成規模	造成の形態による容易性・施工規模（イメージ図・補足調査結果による評価）	小さい	中位	大きい	5	14
	敷地内場内取付道路施工規模	敷地内の場内取付道路建設の必要性・容易性（イメージ図・補足調査結果による評価）	小さい	中位	大きい	3	
	雨水排水路整備規模	下流側排水路の有無と改修整備の必要性の有無	小さい	中位	大きい	3	
	地盤の支持力	施設建設のための地盤支持力の状況（補足調査結果による評価）	小さい	中位	大きい	3	
建設運営管理	運搬道路の改修規模	搬入・退出ルートとなるアクセス道路（公道）の改修の規模・必要性	小さい	中位	大きい	4	8
	運搬距離	穂高広域施設組合からのアクセス距離	5km未満	5～10km	10km以上	4	
給水条件	水源の確保	場内利用のための地下水採取の状況	容易	中位	困難	3	3
評価点計						100	

表 4-7 一次候補地の比較評価表

評価基準	評価項目	評価ランク（質値）			新配点	明科候補地			豊科候補地			堀金候補地			
		A (1.0)	B (0.5)	C (0.10)											
									ランク	内容	評価点	ランク	内容	評価点	ランク
生活環境	景観保全機能（変化のインパクト）	小さい	中位	大きい	4	27	A	景観に配慮した施設が前提	4.00	A	景観に配慮した施設が前提	4.00	B	景観に配慮した施設が前提だが、平地で景観の変化は大きい。	2.00
	生活圏（集落）近接度	500m以上	500～100m	100m未満	4		B	500～100m	2.00	A	500m以上	4.00	A	500m以上	4.00
	周辺民家との距離	500m以上	500～100m	100m未満	5		B	500～100m	2.50	B	500～100m	2.50	A	500m以上	5.00
	周辺の学校・病院等との距離	1000m以上	1000～500m	500m未満	5		A	明科北保育園 (2,700m)	5.00	B	上川手保育園 (950m)	2.50	A	三郷西部保育園 (2,000m)	5.00
	同一地区における周辺公共施設の数	無	1つ有	2つ以上有	4		B	下水処理場	2.00	C	・火葬場 ・下水処理場	0.40	A	なし	4.00
	1km圏内の民間産業廃棄物処理及び積替保管施設の数	無	1つ有	2つ以上有	2		C	2社	0.20	A	なし	2.00	C	2社	0.20
	下流側上水道水源（表流水）との距離	無・3km以上	1～3km	1km未満	3		A	なし	3.00	A	なし	3.00	A	なし	3.00
自然環境	下流河川類型	B	A	AA	3	25	B	犀川（A）	1.50	B	犀川（A）	1.50	C	穂高川（AA）	0.30
	周辺土地利用	荒地	農地	山林	3		C	山林	0.30	C	山林	0.30	B	農地	1.50
	候補地土地利用	荒地・開発済	農地	山林	3		A	採取場	3.00	A	採土場	3.00	B	農地	1.50
	地盤条件	岩	礫	砂・泥	7		A	岩盤	7.00	A	岩盤	7.00	B	砂礫	3.50
	下流側上水道水源（地下水）との距離	無・3km以上	1～3km	1km未満	4		A	なし	4.00	A	なし	4.00	A	なし	4.00
	周辺の貴重動植物	低い	中位	高い	5		B	・絶滅危惧Ⅱ類が数種記録	2.50	C	・絶滅危惧Ⅰ類が2種（植物/動物）記録 ・絶滅危惧Ⅱ類が数種記録	0.50	C	・絶滅危惧Ⅰ類が1種（動物）聞き取りにより確認 ・絶滅危惧Ⅱ類が数種記録	0.50
	土地取得	土地所有区分	公有地	公有私有混合	私有地		2	5	C	複数人の所有地	0.20	C	個人山と土所有者、山林組合	0.20	C
農業振興地区		農用地区外	—	農用地区	3	A	農業振興地域外		3.00	A	農業振興地域外	3.00	C	農業振興地域	0.30
災害危険	土地保全機能（土砂災害・浸水被害）	低い	中位	高い	5	18	B	下部斜面には数箇所地すべり地が認められるが、活動していない。	2.50	B	西側の山体に小規模な地すべり地や表層崩壊等が認められるが、候補地との間には深い沢があり崩壊土塊が候補地内に流入する可能性は低いと思われる。	2.50	A	西側山体は安定し、距離もあるため、斜面崩壊による影響は少ないと思われる。	5.00
	造成による災害危険性	低い	中位	高い	6		B	地すべりは活動していないが、搬入道路整備に際しては不安定化しないよう対策が必要である。	3.00	B	造成による問題はなく、両岸には深い沢があるため、崩壊土塊が場内に流入する可能性は低いと思われる。	3.00	A	鳴沢川の屈曲部には沈砂地が設置され、流下土砂が氾濫する可能性は低いと思われる。	6.00
	活断層との距離	500m以上	500～50m	50m未満	7		A	2.3km（松本盆地東縁断層）	7.00	A	0.8km（松本盆地東縁断層）	7.00	B	・2.4km（常念岳断層） ・0.4km（「日本の活断層」確実度Ⅲ/活断層の疑いのあるリフト）	3.50
施工性	造成規模	小さい	中位	大きい	5	14	C	面積が小さく対応は可能であるが、必要容量を確保するため、掘削土工が大きくなる。また、配置上の余裕も小さい。	0.50	A	造成規模は小さい。	5.00	B	標高差が大きいため3段造成で対応する。隣接する畑地との緩衝帯等、改変面積は最も大きくなる。	2.50
	敷地内場内取付道路施工規模	小さい	中位	大きい	3		C	現道はあるが、地すべり等に配慮しながらの改修が必要である。	0.30	A	県道57号線沿いである。	3.00	B	県道25号線からの現道沿いだが、場内での高低差があり、敷地に合わせた道路造成が必要である。	1.50
	雨水排水路整備規模	小さい	中位	大きい	3		A	水系まで近く規模は小さい。	3.00	A	水系まで近く規模は小さい。	3.00	A	現況排水路に近い。	3.00
	地盤の支持力	小さい	中位	大きい	3		A	比較的堅硬な泥岩が分布しているため、地耐力に関しての問題はない。	3.00	A	堅硬な泥岩が分布しているため、地耐力に関しての問題はない。	3.00	A	砂礫からなり問題はない。	3.00
建設運営管理	運搬道路（公道）の改修規模	小さい	中位	大きい	4	8	C	国道19号から山側現道（120m）の改修	0.40	A	特になし	4.00	A	特になし	4.00
	運搬距離	5km未満	5～10km	10km以上	4		B	6.8km	2.00	B	8.5km	2.00	C	12.6km	0.40
給水条件	水源の確保	容易	中位	困難	3	3	C	地下水採取困難	0.30	C	地下水採取困難	0.30	B	地下水採取可能（掘削深度135m）	1.50
評価点計					100			62.2			70.7			65.4	

4.7 候補地追加の要望について

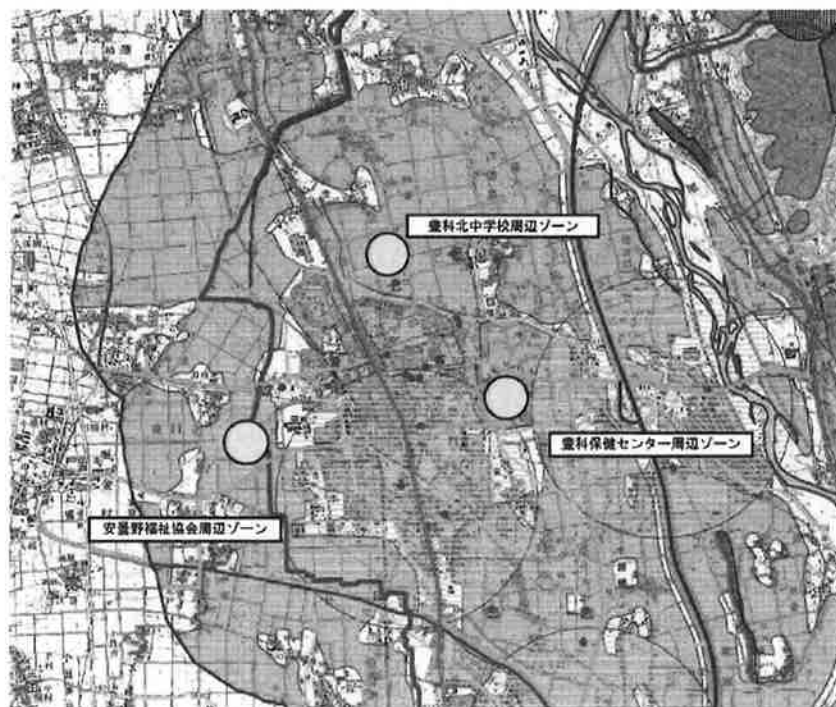
住民意見交換会や住民説明会において、最終処分場の候補地の案として、現在計画や候補地選定が進められている安曇野市新庁舎との併設が、住民の方より度々提案されました。

新庁舎の建設計画は平成 18 年 11 月に市役所内部の研究機関として「安曇野市行政機構等研究委員会」にて検討が開始されています。その後、「安曇野市本庁舎等建設検討委員会」「安曇野市本庁舎等建設審議会」にて市民参画の元、協議、調査及び研究が行われ、平成 21 年 5 月に「市役所本庁舎等の建設基本構想その他必要な事項に関する答申書」が安曇野市長に出されています。

安曇野市では、この答申内容を最大限尊重した形で「安曇野市本庁舎等建設基本構想（案）」としてまとめ、平成 21 年 6 月 30 日まで意見募集を行った後、平成 21 年 7 月に「安曇野市本庁舎等建設基本構想」を策定しています。

本委員会においては、住民意見交換会や住民説明会にて出された最終処分場との併設に関し、「安曇野市本庁舎等建設基本構想」を踏まえた上で、協議を行いました。

- ◆ 3つの新庁舎候補地を、最終処分場適地選定時のマップへ記載すると、次図の位置になります。3候補地共に、農業振興地域や市街化調整区域を含みますが、その他の条件にはほぼ抵触しない位置となります。



- ◆ 防災上の制約条件については、活断層や浸水想定区域、土砂災害防止区域等、最終処分場の選定と同等の選定条件です。
- ◆ 新庁舎候補地は、防災上の制約条件がある区域を除外した上で、住民の利便性や交通事情、その他官公署の位置を考慮して候補地エリアを選定しています。さらに、「土地利用管理制度に係わる市の方針」の土地利用基本区域におけるA区域（地域拠点区域※）内にあること、またはA区域に連たんが見込める地域を判定基準にしています。
- 結果的にA区域の近傍の連たんが見込まれる地区が選定されています。
- A区域は、処分場エリアマップの「都市計画・住居系用途地域」にあたります。A区域に連たんが見込めるということは、この住居系地域に近く、将来的に住居系用途となる可能性があることを意味します。
- 処分場候補地選定では住居や集落からの距離が近い場合、低評価としています。新庁舎候補地と最終処分場候補地については、住居系用途地区との関連性、住民の利便性という観点からは明らかに方向性が相反するものとなります。

※「A区域（地域拠点区域）」；5地域のそれぞれの拠点として、利便性の高い住環境を形成することで、新たな居住者も受け入れながら、積極的かつ計画的にまちを集約していく区域

前述する課題等を基本に、新庁舎と最終処分場の併設の要望について最終処分場検討委員会の考え方を下記にまとめます。

新庁舎の建設については、大きな5つの基本的な考え方と、検討に際しての条件としても5つの項目が設定されています。これらの前提とする項目を、最終処分場を新庁舎と併設させる場合の整合性について考えた場合、その整合性について矛盾が生じます。

新庁舎の選定にあたっては、新庁舎周辺の地域の活性化や、まちづくりの拠点としてふさわしい位置に立地することが望まれ、新庁舎についての市民アンケート調査の中でも「地理的な状況から見て、まちの中心に近いこと」、「交通の便が良いこと」が上位となっており、道路アクセスや公共交通の便の良い場所であることが重要視されていますが、最終処分場については、地域の活性化、まちづくりの拠点、市民の利便性などの観点は想定されておらず、各施設の用途を考えた場合にその方向性が相違すると考えています。

新庁舎の候補地については、現在まで別途委員会や審議会で検討されたものです。その検討の過程において、新庁舎候補地の選定にあたり、最終処分場と併設するという観点での検討はされていません。

本委員会としては、住民の方より併設のご提案を頂きましたが、新庁舎は生活圏に近い方が高評価であるのに対し、最終処分場はそれに近い程、評価が低くなるなど、相反する評価軸となっており、住民の利便性を重視した新庁舎と併設することは、本委員会では適当でないと結論づけました。

4.8 候補地の選定結果

最終処分場検討委員会は、穂高広域施設組合が計画する最終処分場について、一次候補地の「明科候補地」「豊科候補地」「堀金候補地」を比較検討した結果、「豊科候補地」を選定しました。

「豊科候補地」の選定は、前述した比較評価表に基づき、総合的に判断した結果ですが、最終的に選定された主な要因は、以下の通りです。

- ・ 現在、採土場として利用されており、新たに山林や農地を開発することなく、最終処分場を整備することが可能である。
- ・ 公道に接しているため、最終処分場のために現道の改修等を行う必要が無い。
- ・ 堅固な岩盤があり、支持力として問題はなく、造成による災害危険性はない。
- ・ 景観変化のインパクトが小さく、生活圏までの距離がある。

一方、候補地周辺には豊かな自然環境を残している山林があります。補足調査で小規模の地すべりが認められたことや、周辺での貴重動植物の生息は否定出来ません。施設整備計画においては、これらのことに十分配慮し、今後、各種詳細な調査を行いながら、安全安心な施設計画を立案していくことが必要です。

豊科候補地は、比較評価表にあるように、全ての項目において優れている訳ではありません。しかし、委員会において、各評価項目にそれぞれ重み付けを行い、総合的に判断した結果、豊科候補地が、前述した特徴から、より候補地としての適性が高いと判断し建設候補地としました。

最終処分場検討委員会は、穂高広域施設組合が計画する一般廃棄物最終処分場の建設候補地として「豊科候補地」を選定し、最終答申と致します。

5. おわりに

ここに、最終候補地を選定し、本検討委員会の任務は完了したことになります。

この施設は安曇野の豊かな自然と住民の生活環境を維持するために必要とされるものです。このことを銘記し、行政においては地元住民との折衝に誠意をもって当たり、設計・建設・運営にあたっては万全の体勢で臨むことが求められます。また穂高広域施設組合管内の住民・事業所においては、穂高クリーンセンター等を見学し、廃棄物問題が抱えている深刻な現状を理解し、ごみ排出の削減に一層の工夫と努力を傾けていただきたいと思います。問題・課題があるとすればこれを指摘いただくことはいうまでもなく必要なことですし、この施設を擁する地元住民の皆さんの物理的・精神的な労苦を共有することも併せて重要なことです。以上の展望のもと今回の検討作業が安曇野地域の自治・自律の新しい一歩となることを切望しています。

最後に、1年半にわたって、お忙しい中、厳しい審議にあたられた委員の皆さまに敬意を表するとともに心より御礼申し上げるしだいです。

穂高広域施設組合最終処分場検討委員会
委員長 福島和夫

